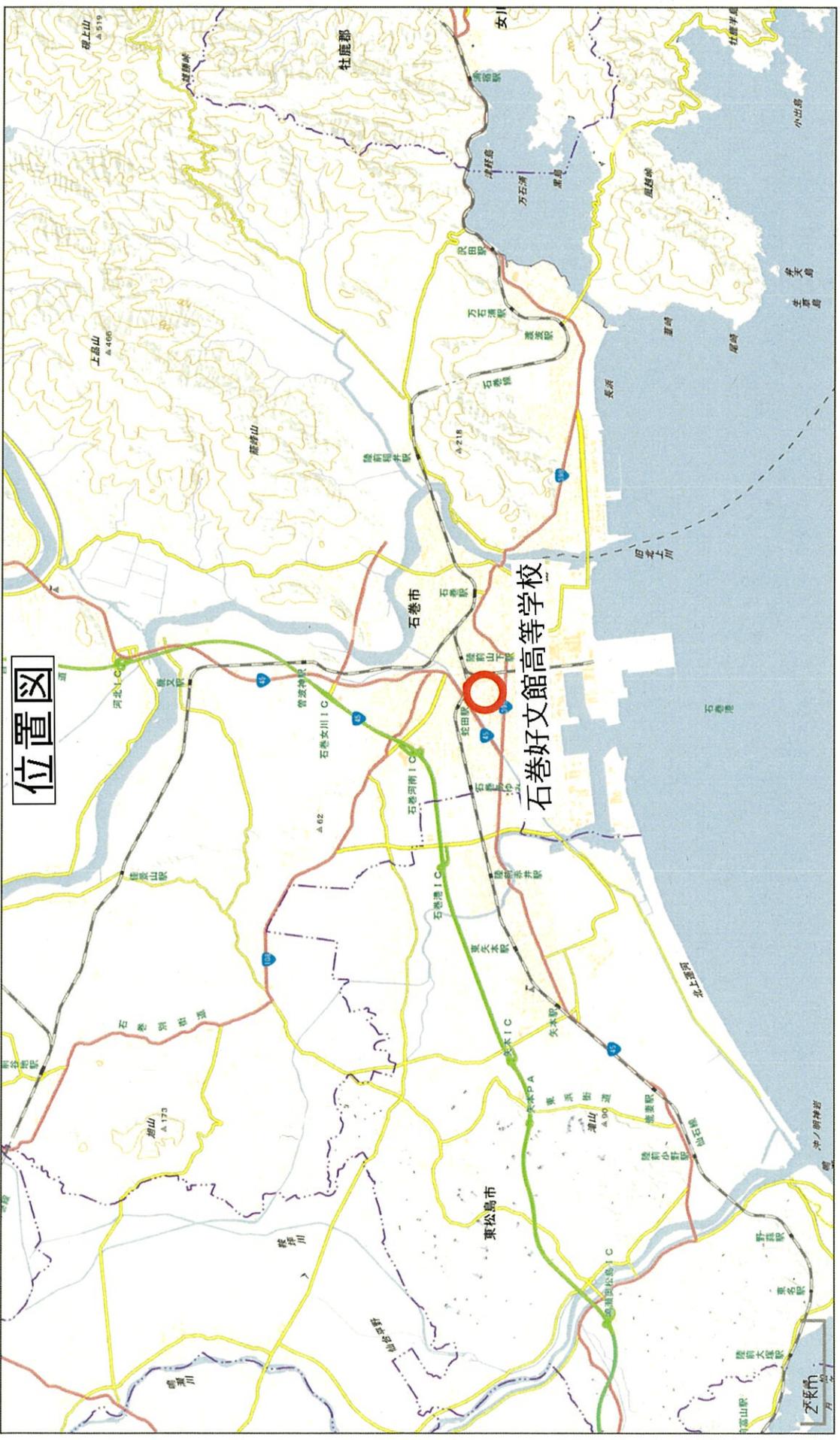


附属資料一覧

附属資料1	位置図	P. 11
附属資料2	現況配置図	P. 13
附属資料3	現況写真	P. 15
附属資料4	石巻好文館高等学校 学校要覧(平成27年度版)	P. 17
附属資料5	宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画 (再生期:平成26年度～29年度)【平成28年度版】〔一部抜粋〕	P. 47
附属資料6	宮城県教育振興基本計画 一概要版一	P. 53
附属資料7	新県立高校将来構想 〔一部抜粋〕	P. 61
附属資料8	新県立高校将来構想第2次実施計画 〔一部抜粋〕	P. 73
附属資料9	施設整備概要	P. 93
附属資料10	県立高等学校改築事業相対比較表	P. 95
附属資料11	地区別中学校卒業(見込)者数の推移	P. 97
附属資料12	石巻圏中学校卒業(見込)者数の推移	P. 99
附属資料13	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一 〔一部抜粋〕	P. 101
附属資料14	宮城県環境基本計画【概要版】	P. 105

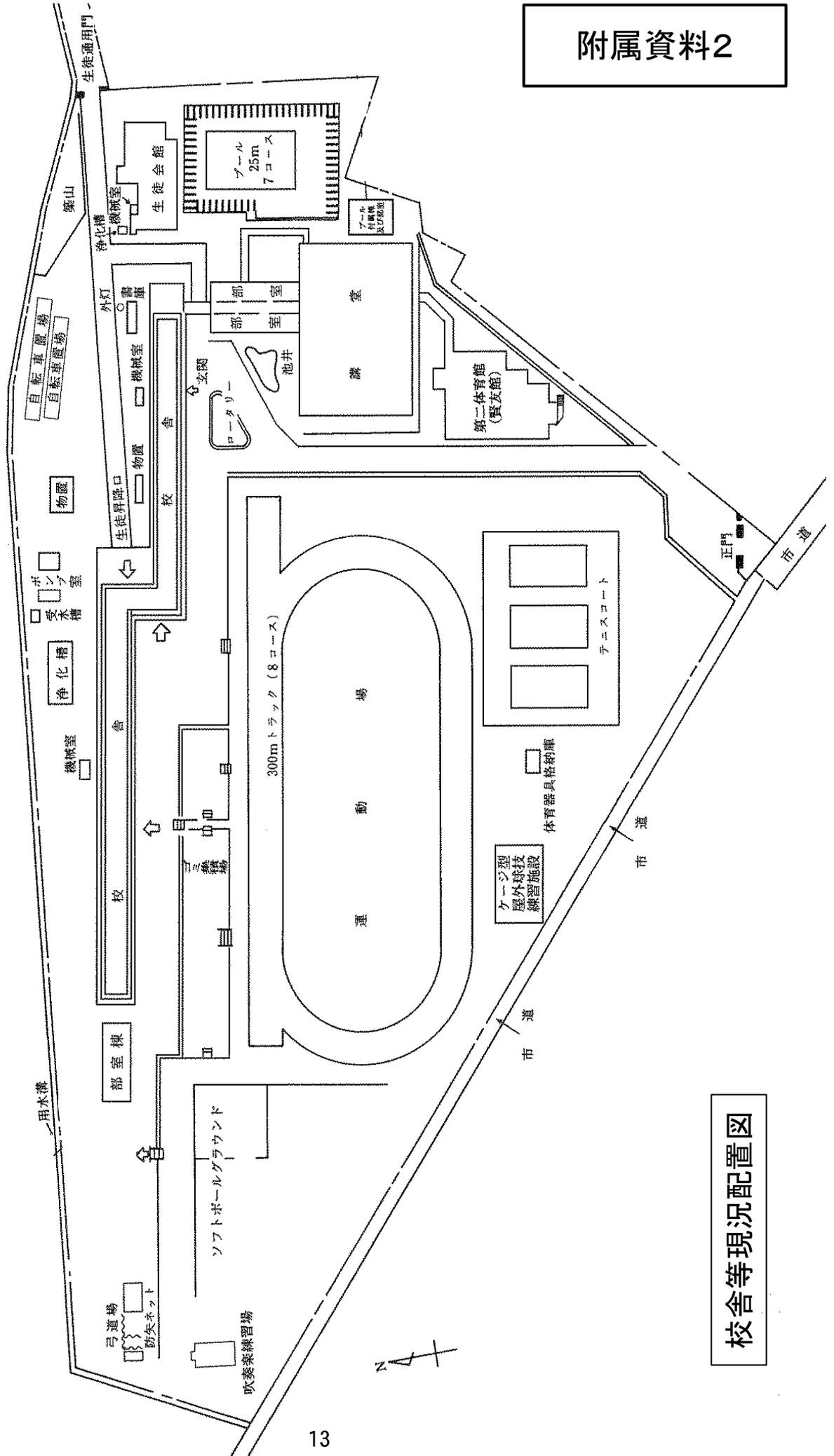


位置図

石巻好文館高等学校

宮城県石巻好文館高等学校配置図

宮城県石巻市真山三丁目4番1号

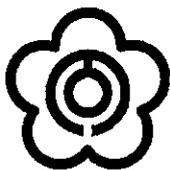


附属資料2

校舎等現況配置図

石巻好文館高等学校 現況写真





学 校 要 覧

平成 27 年 度

宮城県石巻好文館高等学校

〒986-0851 宮城県石巻市貞山三丁目 4 番 1 号
電 話 0225(22)9161番(代)
F A X 0225(22)9163番

校 歌



1. はぐろの— やまのふと— ころに まつのみ— どり— を—
 2. き— たかみ— がわの— かわみ— ずは あ— さな— ゆう— なに—



みにしめ— て はぐく— まれ— ゆく— わが— とも— よ— か— わ
 たえ— ま— な— く ひが— しの— うみ— に— そ— そ— ぎ— ゆ— く— わ



わ— らぬ— い— ろ— を— その— ま— ま— に— ひ— ろ— き— み— そ— ら— を—
 れ— ら— も— と— も— に— い— そ— し— み— て— こ— ころ— を— み— が— き—



あ— お— ぎ— つ— つ— ま— す— ぐ— に— つ— よ— く— お— い— た— た— ん
 み— を— き— た— え— か— い— あ— る— ひ— と— と— い— わ— れ— な— ん

校 歌

渡辺 義丸 作詞
 金須嘉之進 作曲

一 羽黒の山のふところに

松のみどりを身にしまして

はぐくまれゆく我が友よ

かはらぬ色をそのまゝに

廣きみ空を仰ぎつゝ

ますますに強く生ひ立たむ

二

北上川の川水は

朝な夕なに絶え間なく

東の海に注ぎ行く

我等も共にいそしみて

心を磨き身を鍛へ

甲斐ある人と言はれなむ

校歌・校章・校旗の由来

校 訓

『自発能動』 (じはつのもうどう)

道理をわきまえ、進んでものごとに取り組み、他に働きかけて、自分と他人および社会の発展に尽くす。

『一事貫行』 (いちじかんこう)

目標を立て、自分の生活を計画的に習慣的に確立し、その目標達成のために一生懸命に努力する。

『醇朴成徳』 (じゅんぼくせいとく)

率直に他の人の指導助言に耳を傾け、知性と教養を高め、他から信頼される人間に成長する。

校 是

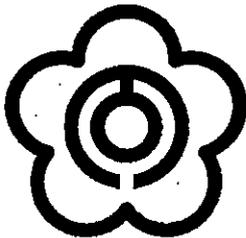
『甲斐ある人と言はれなむ』

真心をもって 世のため人のために 尽くす人になるように 日々努力する

教育方針

- 1 学習指導の徹底と自主的な活動によって広い視野と豊かな知性を養う。
- 2 規律ある日常生活のもとに、信頼と友愛に富む人間関係を育む。
- 3 社会における自己のなすべき使命を自覚させ、社会に貢献する人材を育成する。

校 章



大正10年宮城県立に移管されたとき、石巻町立時代のものに代えて、大正10年11月22日現行の校章が制定された。生徒より懸賞募集の結果、一等賞当選となった当時1年大森信子氏の「梅の花」の図案を元に制定された。

清潔で毅然として生活できる内面豊かな生徒たるべしと、白梅に石の字を配したものである。

校 歌

昭和3年まで「金剛石」を校歌としてうたっていた。昭和4年に当時国語教師の渡辺義丸氏が作詞、金須嘉之進氏作曲の「羽黒の山」が、新しい校歌として歌われるようになった。昭和16年5月19日正式に採用されたのが、現在の校歌である。

校 旗

大正10年4月郡立実科高等女学校より、4年制度の高等女学校として県に移管された際、校章の採択に次いで制定され、京都の高島屋に注文し、鈴木源助氏に寄贈された。大正11年2月11日紀元節の佳辰を卜して盛大に校旗樹立式が挙行された。

本校創立70周年を記念して、父母教師会、同窓会、財団法人後援会より校旗が贈呈され、昭和57年12月24日に校旗を披露した。

さらに、本校創立100周年を記念して、同窓会より新校旗が贈呈された。平成24年9月14日、創立100周年記念式典に先立って校旗贈呈式が行われ、新校旗が披露された。

目 次

①	沿	革	1									
②	歴	代	校	長	3							
③	教	育	目	標	4							
④	教	育	課	程	表	6						
⑤	年	間	行	事	予	定	7					
⑥	教	職	員	一	覧	9						
⑦	校	務	分	掌	12							
⑧	生	徒	に	つ	い	て	14					
	1	生	徒	数	14							
	2	出	身	市	町	村	別	生	徒	数	14	
	3	通	学	状	況	15						
	4	部	・	同	好	会	所	属	15			
⑨	進	路	に	つ	い	て	16					
	1	卒	業	生	総	数	16					
	2	進	路	状	況	16						
⑩	防	災	対	応	組	織	と	防	火	設	備	18
⑪	図	書	館	19								
⑫	生	徒	会	20								
⑬	P	T	A	・	同	窓	会	21				
⑭	校	地	・	校	舎	23						

① 沿 革

- 明治37年4月29日 私立石巻女学校 修業年限4ヶ年 校舎を日和山麓の料亭跡「穂松館」に定む
校長 高橋由蔵 (後に鉄牛と改む)
- 明治38年4月20日 私立石巻女子実業学校 修業年限2ヶ年 校長 遊佐正人
- 明治39年2月28日 校長 本木房吉
- 明治40年5月1日 校長 新渡戸仙岳
- 明治41年4月1日 校長 錦織玄三郎
- 明治44年9月14日 石巻町立石巻実科高等女学校として創立 修業年限2ヶ年
この日を開校記念の日とする
- 大正5年4月28日 郡立移管認可 牡鹿郡立石巻実科高等女学校 修業年限3ヶ年
- 大正8年10月21日 牡鹿郡石巻実科高等女学校と改称
- 大正8年12月1日 北罇山羽黒山下に木造の新校舎落成
- 大正9年3月1日 新校舎設備管制につき移転
- 大正10年4月1日 県立移管認可 宮城県石巻高等女学校と改称 修業年限4ヶ年 定員200名
- 大正10年11月22日 本校校章・制服を定む
- 大正11年2月11日 校旗樹立
- 大正12年4月1日 定員変更認可 400名
- 昭和2年5月25日 補修科設置 修業年限1ヶ年 定員45名
- 昭和8年5月5日 南罇山運動場 9,918㎡設置
- 昭和15年4月1日 補修科廃止 専攻科設置 修業年限1ヶ年 定員50名
- 昭和19年4月1日 専攻科廃止
- 昭和21年4月1日 修業年限5ヶ年 定員750名
- 昭和23年4月1日 学制改革により宮城県石巻女子高等学校として開校 修業年限3ヶ年
定員600名 併設中学校を置く
定時制課程設置 修業年限4ヶ年 定員160名
併設中学校自然廃止となる
通常課程 定員750名
- 昭和23年7月15日 体育館設置
- 昭和24年3月31日 4教室増設 (2階)
- 昭和25年4月1日 通常課程 定員900名
- 昭和26年2月21日 4教室増設 (階上) 並びに階下2教室を図書室に改造 落成式挙行
- 昭和26年7月11日 宮城県石巻女子高等学校新築事業期成同盟会発足
- 昭和28年4月1日 財団法人宮城県石巻女子高等学校後援会設立認可
- 昭和30年10月20日 調理室改造並びに調理台5台新設
- 昭和31年3月15日 体育館内にステージ増設 北校舎昇降口増築
- 昭和32年1月28日 本校創立50周年記念式典挙行
- 昭和32年5月8日 財団法人本校後援会が新校地として石巻市南谷地地区14,280.19坪
売買契約締結 (昭38.9.28に291.76坪追加分売買契約締結)
- 昭和33年10月15日 通常課程 定員1,050名
- 昭和36年9月14日 校舎新築起工式挙行
- 昭和36年10月15日 東校舎 (1部) 躯体工事完了 843.75㎡
東校舎仕上工事完了 1,923.75㎡
自転車置場55㎡ 焼却炉1ヶ所 物置場66㎡ 書庫36㎡ コークス置場19㎡ 設置
西校舎躯体並びに仕上工事完了 4,304.46㎡
石巻市南谷地 (現貞山三丁目) の新校舎鉄筋コンクリート6,227.31㎡に移転
体育館竣工
- 昭和38年4月1日 校舎並びに体育館落成記念式典挙行
- 昭和40年4月26日 新校舎落成記念植樹 (第1回) ヒマラヤシダー紅霧島つつじ その他930本
- 昭和40年8月14日 新校舎落成記念植樹 (第2回) 熊野さつき300本
- 昭和42年6月30日 全日課程第1学年収容定員 (315人)
- 昭和43年3月30日 校地踏切に警報器設置
- 昭和43年4月30日 創立60周年記念式典挙行
- 昭和43年8月26日 校庭整備第1期工事 (陸上競技用トラックフィールド給水工事)
- 昭和44年3月25日 玄関前池 (循環浄化設置 水槽工事) 新設
- 昭和44年4月1日 自転車置場30㎡増設 夜間屋外照明5基設置
- 昭和44年3月29日 プール (25m×7コース) 完成
- 昭和44年7月11日 寄宿舎完成 鉄筋コンクリート造2階建 633.43㎡
- 昭和44年12月10日 テニスコート2面造成
- 昭和46年4月1日 東入口より生徒昇降口、玄関までの舗装工事完成
- 昭和46年6月23日 玄関前ロータリー造成、南入口より玄関までの舗装工事完成
- 昭和46年11月20日 南入口より玄関までキタカミハクヨウ並木植樹
- 昭和46年12月20日 南門 (正門)・東門 (通用門) 落成式
- 昭和47年3月31日 東門より生徒昇降口までイチョウ並木植樹
- 昭和47年8月31日 東門付属庭園完成 (同窓会寄贈)
- 昭和49年8月31日 旧校舎跡に記念碑建立除幕式
- 昭和49年10月30日 屋外体育用器具格納庫 19.44㎡ (財団で新設県に寄付受納)
- 昭和50年10月1日 校舎北側フェンス完成
- 昭和50年11月30日
- 昭和51年2月21日
- 昭和51年6月10日
- 昭和51年10月1日
- 昭和51年12月11日
- 昭和52年10月4日
- 昭和52年12月1日

昭和53年6月26日 校長宿舎新設工事 (68.53㎡)
 昭和53年12月15日 財団法人本校後援会生徒会館建設工事請負契約
 昭和54年10月30日 財団法人本校後援会生徒会館建設工事落成 1,062.74㎡
 宮城県に寄付、受納 (昭和54.10.30)
 昭和56年3月25日 寄宿舍、校舎渡り廊下鉄骨改築107.29㎡
 昭和56年9月4日 創立70周年記念式典挙行
 昭和56年11月24日 自転車置場増設129.6㎡
 昭和56年4月30日 寄宿舍「白梅寮」廃止
 昭和57年12月24日 新校旗披露 (旧校旗永久保存)
 昭和60年3月17日 校舎防音工事完了
 平成元年3月3日 校舎西側フェンス設置
 平成元年10月28日 屋体改修工事の為解体撤去
 平成元年11月20日 校舎西側及び裏門北側フェンス設置
 平成2年3月30日 石巻市よりヤマモミジ30本寄贈
 平成2年7月23日 講堂 (体育館) 新設工事完成 1,744.65㎡ (防衛庁より県に寄付受納)
 平成2年11月10日 テニスコート一面造成
 平成3年2月2日 合宿所改築工事
 平成3年5月31日 弓道場竣工 110.34㎡ (財団で新設県に寄付受納)
 平成3年9月6日 玄関前庭整備 (同窓会)
 平成3年10月25日 創立80周年記念式典挙行
 平成3年11月1日 校舎給水設備工事竣工
 平成6年3月1日 八十年誌発行
 平成9年2月24日 校舎等バルコニー・手摺補修工事
 平成9年3月6日 自転車置場一部塗装替
 平成9年3月7日 弓道場防矢ネット等改修工事
 平成9年3月24日 講堂 (体育館) 床樹脂塗布等工事
 平成9年6月26日 吹奏楽練習場竣工 97.70㎡ (財団で新設県に寄付受納)
 平成9年12月9日 梅寮解体整地
 平成10年3月20日 第二体育館竣工 1,051.43㎡
 平成10年3月30日 ソフトボールバックネット新設
 平成11年11月30日 テニスコート脇・弓道場脇等舗装工事 (財団)
 平成12年6月10日 プール全面塗装工事
 平成13年4月7日 生徒昇降口前記念植栽工事 (同窓会)
 平成13年8月24日 プールフェンス改築工事
 平成13年9月13日 創立90周年記念式典挙行
 平成13年12月17日 自転車置場新設 138.60㎡
 平成14年2月28日 コンピュータ室設置
 平成15年2月19日 校内LAN設置
 平成15年3月25日 プール濾過機 (砂濾過式に) 改修工事
 平成15年3月28日 コンピュータ40台設置
 平成15年4月12日 庁務室・部室防水工事
 平成16年3月28日 校舎床 (3階・各階段) 改修工事
 平成17年10月4日 東校舎耐震工事
 平成18年1月26日 生徒会館渡廊下塗装工事
 平成18年2月27日 校舎改修・増築 (男子トイレ棟・プール付属棟・トイレ改修) 工事
 平成18年2月28日 生徒会館屋上防水工事
 平成18年3月24日 校舎床改修工事 (2階)
 平成18年3月27日 講義室エアコン設定工事
 平成18年4月1日 男女共学化により校名変更 宮城県石巻好文館高等学校
 校是を「甲斐ある人と言はれなむ」と制定
 平成18年10月18日 西校舎耐震工事
 平成18年11月7日 防犯灯増設 (校舎東門庭・校舎北側庭・昇降口脇)
 平成18年11月13日 校舎床改修工事 (1階)
 平成20年3月31日 定時制課程閉講
 平成20年10月17日 生徒会館給水設備改修工事
 平成21年1月23日 ガス配管改修工事第1期 (生徒会館)
 平成21年10月30日 ガス配管改修工事第2期 (校舎)
 平成21年1月23日 校長宿舎解体工事
 平成22年1月28日 ケージ型屋外球技練習施設竣工 (財本校後援会で新設県に寄付採納)
 平成22年4月1日 進学型単位制導入
 平成22年11月2日 テニスコートネットフェンス新設 (東側) (財本校後援会で新設、県に寄附)
 平成23年1月24日 部室棟新設 (校地西側) 389.8㎡ (財本校後援会で新設、県に寄附)
 平成23年3月7日 校舎外壁・屋上防水工事
 平成23年3月23日 ソフトボール場防球ネット新設
 単位制導入に伴う改造工事 (教室間仕切工事)
 平成24年9月14日 創立百周年記念式典挙行
 平成24年11月15日 災害復旧工事 (東日本大震災)
 平成24年9月14日 創立百周年記念式典挙行
 平成25年7月19日 外壁改修工事 (生徒会館)
 平成27年3月31日 防災備蓄倉庫設置

② 歴 代 校 長

	氏 名	着任年月日	離任年月日
初代	錦 織 玄三郎	明治44. 9. 25	大正3. 10. 23
2代	遠 藤 儀三郎	大正3. 12. 18	大正4. 4. 9
3代	鈴 木 達之助	大正4. 4. 9	大正10. 4. 23
4代	金 内 五 七	大正10. 4. 23	大正12. 2. 23
5代	上 野 威	大正12. 2. 23	昭和3. 3. 9
6代	土 井 賢 志	昭和3. 3. 9	昭和7. 7. 31
7代	畑 平 次	昭和7. 7. 31	昭和12. 4. 2
8代	金 子 武 雄	昭和12. 4. 2	昭和17. 4. 4
9代	梶 谷 健 吉	昭和17. 4. 4	昭和21. 3. 31
10代	丁 子 忠	昭和21. 3. 31	昭和30. 3. 31
11代	奥 野 泉	昭和30. 4. 1	昭和36. 12. 31
12代	阿 部 徳 郎	昭和37. 4. 1	昭和44. 3. 31
13代	庄 司 秀 一	昭和44. 4. 1	昭和47. 3. 31
14代	野 口 行 敏	昭和47. 4. 1	昭和49. 3. 31
15代	渡 辺 仁 作	昭和49. 4. 1	昭和53. 3. 31
16代	菅 原 隆	昭和53. 4. 1	昭和56. 3. 31
17代	佐々木 正 一	昭和56. 4. 1	昭和59. 3. 31
18代	高 木 薫	昭和59. 4. 1	昭和61. 3. 31
19代	小 沼 照 之	昭和61. 4. 1	昭和63. 3. 31
20代	菅 原 潤一郎	昭和63. 4. 1	平成3. 3. 31
21代	伊 藤 邦 夫	平成3. 4. 1	平成5. 3. 31
22代	川 崎 健次郎	平成5. 4. 1	平成8. 3. 31
23代	今 川 捷	平成8. 4. 1	平成10. 3. 31
24代	高 橋 直 見	平成10. 4. 1	平成12. 3. 31
25代	木 村 秀 起	平成12. 4. 1	平成15. 3. 31
26代	高 橋 正 明	平成15. 4. 1	平成17. 3. 31
27代	白 旗 宏 喜	平成17. 4. 1	平成19. 3. 31
28代	中 村 健 一	平成19. 4. 1	平成22. 3. 31
29代	小野寺 千穂子	平成22. 4. 1	平成25. 3. 31
30代	澤 田 可 知	平成25. 4. 1	平成27. 3. 31
31代	狩 野 宏 史	平成27. 4. 1	

3 教 育 目 標

「たくましい心身と明るく清らかな精神を育み、豊かな感性と深い知性を持って自他を尊重し、創造的かつ主体的に生きる力を養う」

1. 教育方針

- (1) 学習指導の徹底と自主的な活動によって広い視野と豊かな知性を養う。
- (2) 規律ある日常生活のもとに、信頼と友愛に富む。
- (3) 人間関係を育む社会における自己のなすべき使命を自覚させ、社会に貢献する人材を育成する。

2. 平成27年度重点目標

- (1) 進路実現に向けた組織的な取組。
- (2) 基本となる生活習慣等の徹底指導。
(ルールを守る・時間を守る・人の話を聞く・正しい言葉遣い)
- (3) 45分授業実施に伴う指導内容の工夫と家庭学習の充実による学力の向上。
- (4) 生徒の主体性を育成する指導法の確立と実行
- (5) 開かれた学校づくりの加速的推進

3. 平成27年度各年次重点目標

1年次

- (1) 自ら学習に取り組む姿勢を育むと共に、基本的な学力の定着を図り、高校での学習に必要な知識を養う。
 - 1) 授業やホームルームにおいて、人の話をしっかり聞く姿勢を育てる。
 - 2) 予習・授業・復習のサイクルを定着を図る。
 - 3) 国語・数学・英語の学力を向上させる。
- (2) 集団生活の中で必要な規範意識を習得し、将来、社会の一員として誇りをもち、責任と自覚ある行動が出来る人間性を養う。
 - 1) 高校生らしい挨拶や礼儀を身に付ける。
 - 2) 本校の伝統にそった服装や身だしなみを身に付ける。
 - 3) 時間の大切さを理解させ、遅刻・欠席・早退をさせないようにする。
 - 4) 責任ある行動ができ、集団の中での役割を果たすことができるようにする。
 - 5) 交通規則を守る。
- (3) 様々な環境や立場の異なる人と触れ合うことで、広い視野と豊かな人間性を育み、他者を理解し、誠実さと配慮を持って接することができる人格を形成する。
 - 1) 「甲斐たいむ」を積極的に活用し、主体的に行動出来る態度を養う。
 - 2) 部活動、委員会、生徒会への積極的な参加を促す。

2年次

- (1) 礼節を大切にし、好文生としての自覚と責任をもって行動ができる。
 - 1) 身だしなみを(服装・頭髪)を整える。
 - 2) 遅刻、欠席、早退をしない。
 - 3) 自分の言動・行動に責任をもつ。
 - 4) 公共物を大切にし、感謝の気持ちをもって生活できる。
- (2) 進路実現に向け、基礎学力の向上と家庭学習の定着を図る。
 - 1) 予習・授業・復習のサイクルを身につけ、基本的な学習習慣を定着させる。
 - 2) 英語・数学・国語の基礎学力を向上させる。
 - 3) 英語・数学・国語については、週末の課題を毎週準備し、教科ごとに教科指定の曜日に提出させる。
 - 4) 正確に速くインプット・アウトプットできる力を身につける。
- (3) 主体的に特別活動に取り組める資質を高める
 - 1) 部活動で心身を鍛える。
 - 2) 甲斐タイムで自分を磨く。
 - 3) 学年・学校行事に積極的に参加し、満足感や達成感を味わえるようにする。
 - 4) 各学級の行事に積極的に参加し、一人一人が尊重できるような調和と協調の精神を養う。

3年次

- (1) 学力の向上と進路希望の実現
 - 1) 受験に対する意識を高め、自ら選択した授業に探求心をもって取り組ませる。
 - 2) 一人一人に即したきめ細やかな進路相談をすすめて、自らすすんで計画的・継続的に学習に打ち込む力を育てる。
 - 3) 常に生徒の情報を共有し、入試に向けた適切な指導を図る。
- (2) 心の成長と自律性をもった生活習慣の確立
 - 1) 礼儀正しく、道理をわきまえた行動を身につけ、集団や社会の一員としての自覚を持たせる。
 - 2) 最高学年としての役割を自覚し、すすんで物事に取り組むとともに、素直に指導助言に耳を傾け、周囲から信頼される人間の育成を図る。
- (3) 質の高い部活動や学校行事の実現

- 1) より高い部活動の目標を達成するため、残された時間を最大限に活用し、仲間と共に効率よく練習に励むことができる環境作りに努める。
- 2) 生徒会活動や委員会活動においてリーダーシップを図り、全校生徒が満足できるような学校行事を立案し、そのために必要な準備を年次集団が一体となって取り組めるよう指導を図る。

4. 平成27年度各分掌部重点目標

〈総務部〉

- (1) 学校全般の運営、種々の教育活動が円滑に進むよう連絡・調整を図る。
- (2) 学校情報の提供に努め、開かれた学校づくりを目指す。
- (3) 式典の企画を行い、その円滑な実施に努める。
- (4) 各種奨学会の事務と奨学生の指導に当たる。
- (5) P T A ・同窓会等、学校関係組織への協力・補佐をする。

〈教務部〉

生徒の学力向上の効果的な達成のため、シラバス・授業・教育課程等の研究を進める。

- (1) 授業の質の向上を図るために、教職員相互の授業公開を積極的に推進する。シラバスを積極的に利用し授業を展開する。
- (2) 生徒に自学力を身につける指導を行い、計画性を持った学習の習慣を身につけるように指導する。
課題テスト・考査などの学力点検を次回に生かせるように指導する。
- (3) 新学習指導要領の各教科・科目の目標を意識した授業および評価の研究を進める。
- (4) 授業や行事の効率化を図り、学習環境の整備を行う。

〈生徒指導部〉

職員が共通した認識を持ち、組織的に取り組む校内指導体制を確立する。

- (1) 基本となる生活習慣等の徹底指導
マナーアップ推進校として、挨拶の励行、制服の正しい着こなし（ルールを守る・時間を守る・人の話を聞く・正しい言葉遣い）
- (2) 部活動、生徒会、委員会活動の活発化（活動の意義と達成感）
- (3) 学校行事への積極的な参加と取り組み

〈進路指導部〉

- (1) 一人ひとりの生徒が自己理解と進路研究によって、将来の展望に立った進路計画と選択が果たせるよう体系的な進路指導を充実させる。
- (2) 模擬試験や課外授業を通じて、生徒の学力の把握・伸長に努め、一人ひとりの生徒が適性・能力・希望に応じた学習を深めて目標を実現させられるよう指導する。

〈図書部〉

- (1) 読書に親しみ、読書する習慣の涵養
- (2) 図書利用の促進
- (3) 芸術鑑賞の円滑な実施
- (4) 本校情報の外部への発信（図書館だより）

〈保健厚生部〉

- (1) 保健教育を推進し、自主的健康管理の育成を図る。
- (2) 学校保健活動を推進し、生徒及び教職員の健康増進を図る。
- (3) ゴミ問題を中心にした学校環境の美化を推進する。
- (4) スクールカウンセリングを通してメンタルケアの充実を図る。
- (5) L H R等での保健講話などを通して、思春期の身体的・精神的特徴を学ばせる。

〈企画研究部〉

- (1) 「甲斐ある人育成プラン」実現のため、各教科の授業と総合的な学習の時間「甲斐ある人といわれたいむ」中心として、全職員が一丸となって取り組めるように、各分掌および各教科間の連携を図り、組織的な運営を行う。
- (2) 学力向上に結びつく「授業力の向上」のため、研修や授業公開の在り方を探り、校内研修の活性化を目指す。
- (3) 授業評価の質問項目等を、本校の課題の分析と授業力向上につながる内容に検討する。
- (4) ホームページの活用など効果的な情報発信によって、本校の教育活動をPRし、本校の魅力を地域や県内に浸透させる。

④ 平成27年度教育課程

	一年次	二年次	三年次											
1		現代文B②	現代文B②											
2														
3	国語総合⑤	古典B④	体育②											
4			古典A②											
5		日史A②	コミュニケーション英語Ⅲ④											
6	世界史A②	地理A②												
7														
8	現代社会②	日本史B⑤	英語表現Ⅱ②											
9		地理B⑤												
10		物理⑤												
11	数学Ⅰ④	化学⑤												
12		生物⑤												
13		現代社会②	倫理⑤	政治経済⑤	特講数学α⑤	現代社会③	数学A③	特講体育α③					数学Ⅲ⑥	特講数学β⑥
14	数学A②					教養国語②	数学B②	特講体育β②	特講英語α②					
15		数学Ⅱ⑤												
16	化学基礎②													
17			世界史B⑤	特講日本史α⑤	特講地理α⑤	フードデザイン③	国語表現③					特講数学γ②	特講国語④	
18	生物基礎②													
19		数学B②				特講古典②	家庭実習②	情報の科学②						
20	体育②	社会と情報②												
21		体育②												
22	保健①		特講英語β④	世界史B②	特講日本史β②	特講地理β②	特講地理γ②	政治経済②	現代社会②	数学A②	教養音楽②	教養美術②	教養書道②	
23	音楽Ⅰ②	保健①		特講古典②	倫理②	数学B②	音楽Ⅱ②	美術Ⅱ②	書道Ⅱ②	特講英語α②	家庭実習②			
24	美術Ⅰ②													
25	書道Ⅰ②	コミュニケーション英語Ⅱ④	特講古典②	物理②	化学②	生物②	生物基礎②	地学基礎②		特講英語β④				
26	コミュニケーション英語Ⅰ④													
27														
28		英語表現Ⅱ③												
29	英語表現Ⅰ②		物理⑥	化学⑥	生物⑥	特講国語④	特講現代文④	専門音楽④	専門美術④	専門書道④				
30														
31	社会と情報②	家庭基礎②												
32														
33	総合学習①	総合学習①	実践古文①	実践世界史①	実践物理①	実践生物①	実践英語①							
34	LHR①	LHR①	実践漢文①	実践政経①	実践現社①	実践地学②	実践数学α①	実践化学①	実践英語①					
35			実践現代文①	実践地理①	実践倫理①		実践数学β①	実践英語①						
36			総合学習①											
37			LHR①											

5 平成 27 年度 行事 予定 (10-3)

宮城県石巻好文館高等学校

10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月	
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
1	木	1	日	1	火	1	火	1	月	1	火
2	金	2	月	2	水	2	水	2	火	2	水
3	土	3	火	3	木	3	木	3	水	3	木
4	日	4	水	4	金	4	金	4	木	4	金
5	月	5	木	5	土	5	土	5	金	5	日
6	火	6	金	6	日	6	日	6	土	6	日
7	水	7	月	7	月	7	月	7	日	7	月
8	木	8	火	8	火	8	火	8	月	8	火
9	金	9	水	9	水	9	水	9	火	9	水
10	土	10	木	10	木	10	木	10	水	10	水
11	日	11	金	11	金	11	金	11	水	11	金
12	月	12	土	12	土	12	土	12	金	12	日
13	火	13	日	13	日	13	日	13	土	13	日
14	水	14	月	14	月	14	月	14	日	14	月
15	木	15	火	15	火	15	火	15	日	15	火
16	金	16	水	16	水	16	水	16	日	16	水
17	土	17	木	17	木	17	木	17	水	17	木
18	日	18	金	18	金	18	金	18	水	18	金
19	月	19	土	19	土	19	土	19	水	19	土
20	火	20	日	20	日	20	日	20	水	20	日
21	水	21	月	21	月	21	月	21	水	21	月
22	木	22	火	22	火	22	火	22	水	22	火
23	金	23	水	23	水	23	水	23	火	23	水
24	土	24	木	24	木	24	木	24	水	24	金
25	日	25	金	25	金	25	金	25	木	25	土
26	月	26	土	26	土	26	土	26	金	26	日
27	火	27	日	27	日	27	日	27	土	27	日
28	水	28	月	28	月	28	月	28	日	28	月
29	木	29	火	29	火	29	火	29	月	29	水
30	金	30	水	30	水	30	水	30	日	30	木
31	土	31	木	31	木	31	木	31	日	31	水

6 教 職 員 一 覧

校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 諭	養 護 教 諭	実 習 助 手	事 務 職 員	事 務 職 員 (学 校 司 書)	技 師 (庁 務)	講 師	代 替 養 護 教 諭	非 常 勤 講 師	情 報 化 支 援 員	キ ャ リ ア ア ド バ イ ザ ー	学 校 医	学 校 薬 劑 師	計
1	1	1	41	1	1	4	1	2	1	1	6	1	1	4	1	68

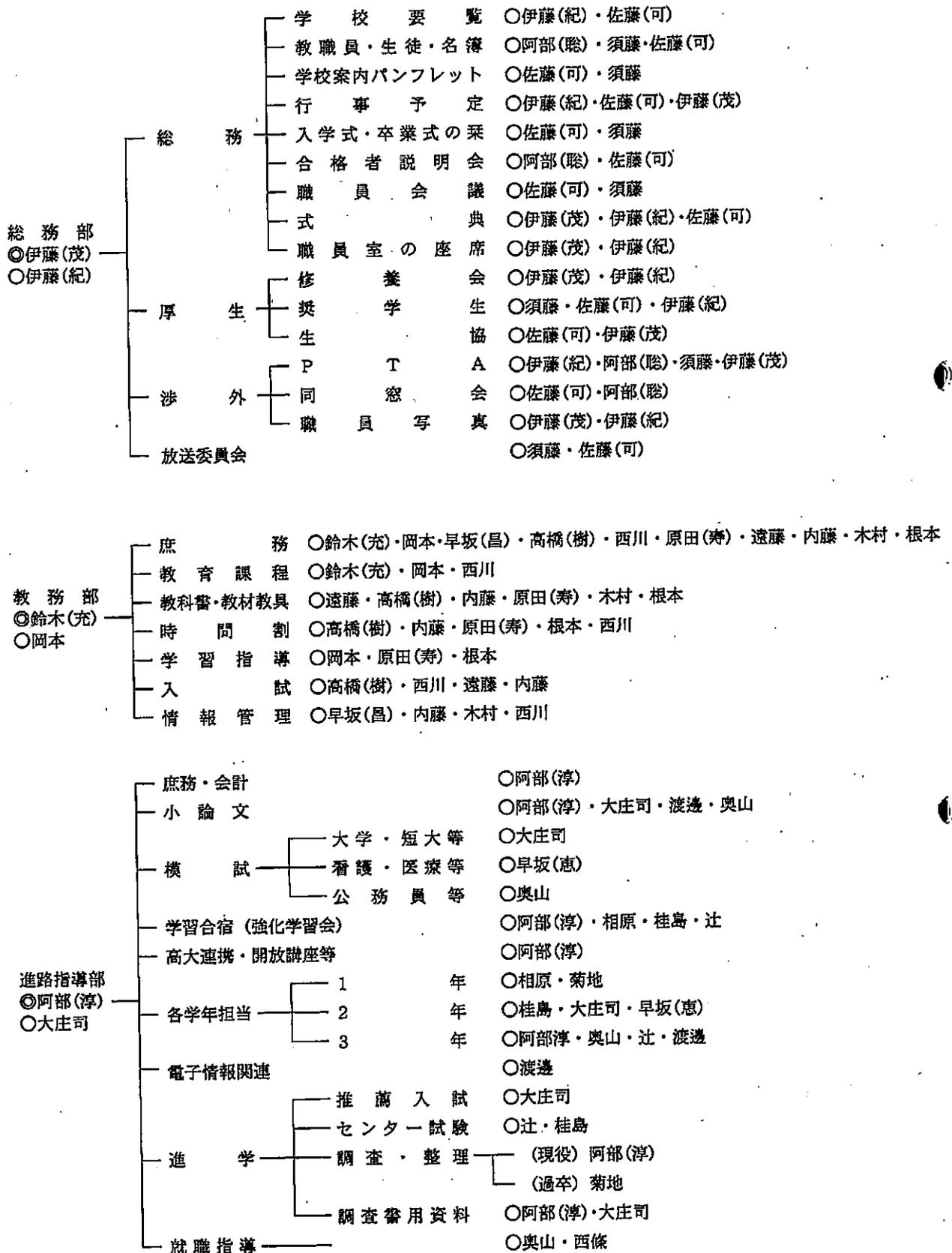
職 員

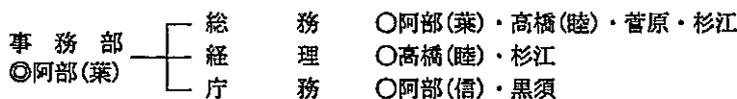
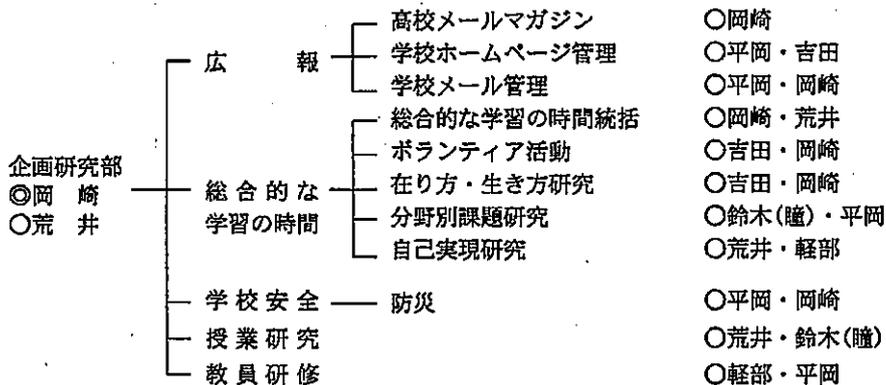
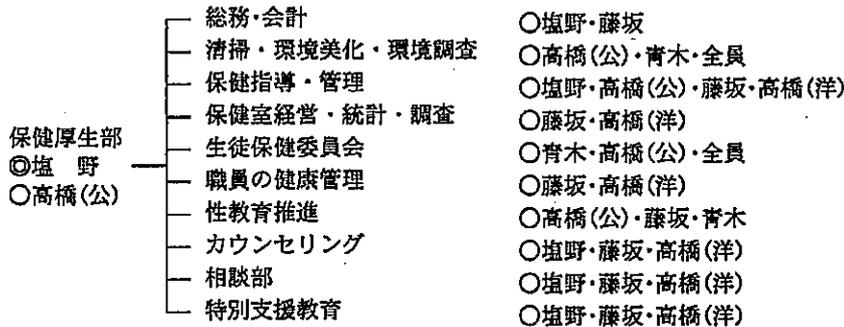
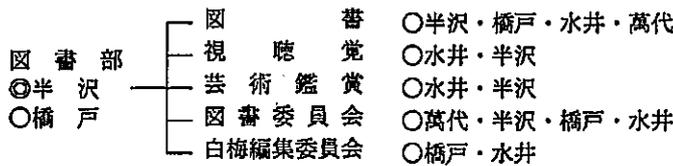
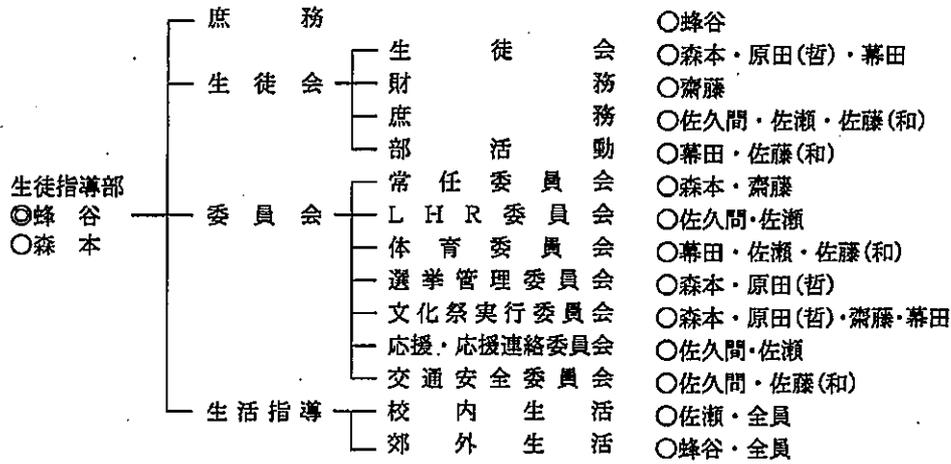
	職	氏 名	教 科	学 年	分 掌 部	○：正顧問／◇：副顧問
1	校 長	狩 野 宏 史				
2	教 頭	亀 井 嘉 昭				
3	主 幹 教 諭	岡 崎 拓 生	保 健 体 育		◎企画研究	◇バレーボール(男)
4	教 諭	高 橋 公	数 学	1-1副	保健	○水泳
5	教 諭	橋 戸 孝 司	国 語	1-2副	図書	○吹奏楽 ○白梅編集委員会
6	教 諭	半 沢 道 子	国語/芸術	3-3副	◎図書	○書道
7	教 諭	塩 野 博 子	家 庭	2-2副	◎保健	○家庭生活
8	教 諭	蜂 谷 尊 子	保 健 体 育	1-3副	◎生徒	○バレーボール(女)
9	教 諭	早 坂 昌 樹	数学/情報	2-4副 ・副主任	教務	○マンドリン
10	教 諭	桂 島 猛	英 語	◎2年次	進路	○吹奏楽
11	教 諭	辻 昌 宏	数 学	3-4副 ・副主任	進路	○美術 ◇JRC同好会
12	教 諭	伊 藤 茂	地 歴 公 民	2-5副	◎総務	◇吹奏楽
13	教 諭	奥 山 礼一郎	地 歴 公 民	3-2副	進路	○応援同好会
14	教 諭	阿 部 聡	国 語	3-6正	総務	○バレーボール(男)
15	教 諭	鈴 木 充	理 科	3年次	◎教務	○空手道
16	教 諭	阿 部 淳 一	数 学	3年次	◎進路	◇バスケットボール(女)
17	教 諭	森 本 修	理 科	2-4副	生徒	◇硬式野球
18	教 諭	大 庄 司 賢	英 語	2-5副	進路	○珠算 ○読書同好会
19	教 諭	岡 本 雄 一	国 語	2-3副	教務	◇ソフトボール
20	教 諭	相 原 光 英	英 語	◎1年次	進路	◇卓球

	職	氏名	教科	学年	分掌部	○：正顧問／◇：副顧問
21	教諭	高橋樹順	理科	1-4副 ・副主任	教務	○写真
22	教諭	佐瀬玲子	保健体育	◎3年次	生徒	○ソフトボール
23	教諭	伊藤紀行	理科	3-1副	総務	○硬式野球
24	教諭	早坂恵理加	英語	2-1副	進路	◇応援同好会
25	教諭	佐藤可織	英語	3-6副	総務	○文芸同好会 ○ESS同好会
26	教諭	西川英士	数学	3-1正	教務	○卓球
27	教諭	軽部熊一	地歴公民	3-5正	企画研究	○陸上競技
28	教諭	内藤信明	数学	1-3正	教務	◇音楽
29	教諭	吉田まゆ	国語	1-3副	企画研究	◇マンドリン
30	教諭	原田寿江子	地歴公民	3-4正	教務	○茶道同好会 ○JRC同好会
31	教諭	平岡拓	理科	2-1正	企画研究	◇陸上競技
32	教諭	菊地若菜	英語	1-1正	進路	◇ソフトテニス
33	教諭	鈴木瞳	数学	2-2正	企画研究	◇吹奏楽
34	教諭	渡邊伸明	英語	3-3正	進路	○バレーボール(女)
35	教諭	荒井俊介	英語	3-2正	企画研究	○バスケットボール(男)
36	教諭	遠藤広太郎	英語	2-3正	教務	○弓道
37	教諭	水井奏	芸術	2-4正	図書	○音楽 ◇白梅編集委員会
38	教諭	原田哲史	数学	1-5正	生徒	○ソフトテニス
39	教諭	佐藤和道	地歴公民	1-1副	生徒	○剣道
40	教諭	齋藤彰子	国語	2-5正	生徒	◇水泳 ◇写真
41	教諭	木村貴大	理科	1-2正	教務	○地質天文同好会 ◇剣道
42	教諭	青木翔平	英語	1-5副	保健	◇バスケットボール(男)
43	教諭	幕田一真	保健体育	1-4正	生徒	○バスケットボール(女) ◇バスケットボール(男)
44	教諭	根本啓介	数学	2-2副	教務	○ワンダーフォーゲル同好会 ◇空手
45	養護教諭	藤坂順子		1年次	保健	
46	実習助手	須藤篤	理科	1年次	総務	◇地質天文同好会

	職	氏名	教科	学年	分掌部	○：正顧問／◇：副顧問
47	副参事兼 事務室長	阿部 葉子				
48	主幹 (事務次長)	高橋 睦美				
49	主事	今井 恵利				
50	主事	杉江 里実				
51	主事	菅原 惇也				
52	主任技師	阿部 信和				
53	技師	黒須 彰一				
54	講師	佐久間 圭	地歴公民	3-5副	生徒	◇硬式野球 ◇ワンダーフォーゲル同好会
55	代替養護教諭	高橋 洋子		3年次	保健	
56	学校司書	萬代 多美子				
57	非常勤講師	安齋 雅裕				
58	非常勤講師	高橋 啓志				
59	非常勤講師	白鳥 律子				
60	非常勤講師	増子 光				
61	非常勤講師	勝又 伸子				
62	非常勤講師	鈴木 二葉				
63	情報化 支援委員	吉田 玲奈				
64	キャリア アドバイザー	西條 高司				
65	臨時職員	亀山 映果				
66	カウンセラー	岡 里実				
67	A L T	Thomas Andrew Georgiou				
68	管理校医	山本 博尚	やまもと産婦人科			
69	校医	森 秀行	大街道もり眼科			
70	校医	小林 義臣	小林耳鼻科			
71	校医	山本 壽一	山本歯科			
72	学校薬剤師	阿部 久美子	齋藤薬局			

7 校 務 分 掌





8 生徒について

1 生徒数

学 年	1 年	2 年	3 年	計
男 子	70名	70名	73名	213名
女 子	131名	129名	112名	372名
計	201名	199名	185名	585名

2 出身中学校別・出身市町村別生徒数

出身中学	1 年	2 年	3 年	小 計	出身中学	1 年	2 年	3 年	小 計
石 卷 中	6	16	21	43	河 南 西 中	11	6	8	25
住 吉 中	23	8	12	43	雄 勝 中	0	0	1	1
門 脇 中	11	16	9	36	大 須 中	0	1	0	1
湊 中	4	4	5	13	荻 浜 中	0	0	0	0
蛇 田 中	25	22	25	72	牡 鹿 中	1	1	0	2
青 葉 中	13	14	8	35	石 卷 市 計	159	142	136	437
山 下 中	4	6	9	19	矢 本 一 中	16	14	14	44
渡 波 中	16	9	7	32	矢 本 二 中	7	17	7	31
万 石 浦 中	4	4	6	14	鳴 瀬 一 中	—	—	5	5
稻 井 中	9	6	1	16	鳴 瀬 二 中	—	—	1	1
飯 野 川 中	0	5	3	8	鳴 瀬 未 来 中	4	7	—	11
大 川 中	3	0	3	6	東 松 島 市 計	27	38	27	92
河 北 中	10	10	3	23	女 川 一 中	—	—	7	7
桃 生 中	8	3	4	15	女 川 中	3	9	—	12
北 上 中	0	3	1	4	女 川 町 計	3	9	7	19
河 南 東 中	11	8	10	29					

出身中学	1 年	2 年	3 年	小 計	出身中学	1 年	2 年	3 年	小 計
涌 谷 中	5	5	5	15	塩 釜 玉 川	1	0	0	1
籠 岳 中	1	1	1	3	塩 釜 市 計	1	0	0	1
涌 谷 町 計	6	6	6	18	し ら か し 台 中	0	0	1	1
壘 里 中	4	2	4	10	利 府 町 計	0	0	1	1
津 山 中	0	1	0	1	田 子 中	0	0	1	1
登 米 市 計	4	3	4	11	東 華 中	0	0	1	1
古 川 学 園 中	0	1	0	1	仙 台 市 計	0	0	2	2
松 山 中	0	0	1	1	白 石 中	0	1	0	1
古 川 東 中	1	0	1	2	白 石 市 計	0	1	0	1
大 崎 市 計	1	1	2	4	合 計	201	199	185	585

3 生徒通学状況

	1 年		2 年		3 年		小 計
	男	女	男	女	男	女	
徒 歩	4	10	4	13	4	11	46
自 転 車	33	45	33	49	41	49	250
バ ス	3	0	2	6	1	2	14
鉄 道	27	65	29	56	20	41	238
そ の 他	3	11	2	5	7	9	37
計	70	131	70	129	73	112	585

4 部・同好会

番号	部 名	1 年		2 年		3 年		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	
1	文 化 部	音 楽 部	1	9	1	7	1	9	3	25
2		マ ン ド リ ン 部	0	7	0	9	0	9	0	25
3		美 術 部	1	8	1	9	0	6	2	23
4		家 庭 生 活 部	0	12	0	11	0	4	0	27
5		書 道 部	0	2	0	3	0	0	0	5
6		珠 算 部	0	0	0	0	0	0	0	0
7		写 真 部	0	2	0	1	4	3	4	6
8		吹 奏 楽 部	5	22	4	24	3	17	12	63
9	運 動 部	女子バスケットボール部	0	9	0	3	0	6	0	18
10		男子バスケットボール部	9	1	6	1	5	1	20	3
11		陸 上 競 技 部	8	5	7	4	9	5	24	14
12		ソ フ ト テ ニ ス 部	6	5	6	7	7	1	19	13
13		女子バレーボール部	0	5	0	6	0	8	0	19
14		男子バレーボール部	4	1	6	1	7	0	17	2
15		卓 球 部	2	0	3	1	2	3	7	4
16		ソ フ ト ボ ー ル 部	0	8	0	2	0	7	0	17
17		剣 道 部	3	3	4	2	5	2	12	7
18		水 泳 部	0	1	0	1	2	2	2	4
19		弓 道 部	12	16	10	10	7	9	29	35
20	空 手 道 部	4	3	0	3	2	1	6	7	
21	硬 式 野 球 部	4	2	11	0	5	0	20	2	
22	同 好 会	茶 道 同 好 会	0	2	0	6	0	6	0	14
23		読 書 同 好 会	5	0	1	2	7	2	13	4
24		ワ ン ダ ー フ ォ ー ゲ ル 同 好 会	1	1	0	0	0	0	1	1
25		応 援 同 好 会	0	5	0	9	0	6	0	20
26		E S S 同 好 会	2	1	10	2	7	7	19	10
27		文 芸 同 好 会	0	0	0	4	0	0	0	3
28		地 質 天 文 同 好 会	1	0	0	0	0	0	1	0
29	J R C	1	1	3	4	0	4	4	9	
	文 化 部	7	62	6	64	8	48	21	174	
	運 動 部	52	59	53	41	51	45	156	145	
	同 好 会	10	10	14	27	14	25	38	62	
	合 計	69	131	73	132	73	118	215	381	

9 進路について

1 卒業生総数

高等女学校(旧制)		高等学校	
本科	3,044	併設中学	386
補習科	573	全日制	19,292
選科	94	定時制	1,506
補選科	33		
専攻科	104		
計	3,848	計	20,184
合		計	25,032

2 進路状況

○進学(過去26年間) ()は男子生徒の内数

年度	国公立大学	私立4年大	国公立短大	私立短大	専修・各種学校	進学合計
平成元年	13	59	13	47	69	201
平成2年	11	61	6	45	67	190
平成3年	18	68	5	47	69	207
平成4年	15	80	5	51	80	231
平成5年	18	87	6	55	56	222
平成6年	11	87	1	48	70	217
平成7年	13	86	2	51	61	213
平成8年	11	89	5	45	69	219
平成9年	10	87	8	39	60	204
平成10年	9	106	2	22	79	218
平成11年	17	108	6	15	77	223
平成12年	14	108	1	21	82	226
平成13年	11	111	9	18	61	210
平成14年	11	117	4	21	72	225
平成15年	9	95	4	16	71	195
平成16年	18	90	3	19	69	199
平成17年	26	106	0	11	51	194
平成18年	20	87	1	9	42	159
平成19年	18	93	1	7	42	161
平成20年	13 (4)	99 (26)	2 (1)	10	50 (3)	174 (34)
平成21年	10 (1)	105 (14)	2	5	53 (6)	175 (21)
平成22年	6 (1)	97 (20)	0	3	66 (9)	172 (30)
平成23年	10 (4)	115 (28)	0	7 (1)	49 (14)	181 (47)
平成24年	13 (5)	93 (33)	0	4 (0)	63 (6)	173 (44)
平成25年	14 (8)	110 (47)	0	9 (0)	43 (7)	176 (62)
平成26年	19 (10)	115 (33)	1	11 (1)	33 (6)	179 (50)

⑩ 防災対応組織と防火設備

1 学校防災組織

班 名	職 名	担 当 者	活 動 内 容
本 部	本 部 長	校 長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の決定 ・各班の組織化の指示と連絡調整 ・県教委、市町村災害対策本部、警察、消防、PTA等との連絡調整、報告 ・情報収集（災害状況、天候、交通状況等）の指示 ・非常持ち出し物品の指示 ・報道機関との連絡調整
	副 本 部 長	教 頭 事務室長	
	本 部 員	防 災 主 任 主 幹 教 諭 事 務 次 長	
通 報 連 絡 班 (総務部・事務室)	班 長	総務部長 伊藤(紀) 佐藤(可)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルによる周知 ・校内放送による指示 ・県教委、市町村災害対策本部、警察、消防、PTA等への通報
	班 員	須藤 菅原 杉江 阿部(聡)	
避 難 誘 導 班 (生徒指導部・図書部)	班 長	生徒指導部長 森本 佐瀬 原田(哲)	<ul style="list-style-type: none"> ・揺れ等がおさまった直後の安否確認 ・負傷者等の状況把握と本部への連絡 ・安全な避難経路の確認と避難場所への誘導 ・負傷者の搬出 ・行方不明の生徒・教職員を本部に連絡
	班 員	佐藤(和) 暮田 佐久間 齋藤 半沢 橋戸 水井 萬代	
安 全 点 検 班 (情報総合部)	班 長	企画研究部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎・施設の被害程度の調査と本部への連絡 ・化学薬品や灯油類の危険物の状況を確認
	班 員	軽部 吉田 鈴木(瞳)	
非 常 搬 出 班 (教務部・事務室)	班 長	教務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要録、共有サーバー、PC、電子情報(USB)等の持ち出し ・生徒名簿、教職員名簿の持ち出し(事務室) ・ハードディスク、無線機、財産台帳等の持ち出し
	班 員	高橋(樹) 西川 木村 岡本 遠藤 根本 早坂(昌) 内藤 早坂(寿) 事務次長 杉江 菅原	
救 護 班 (保健厚生部)	班 長	保健厚生部長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医薬品、担架、AED等の持ち出し ・負傷者の本部への通報 ・負傷者の救出、救命、応急手当 ・救護所(緊急保健室)の設営 ・医療機関への連絡、搬出 ・「心のケア」等の実施によるメンタル面のサポート
	班 員	高橋(公) 青木 藤坂 高橋(洋)	
消 火 班 (進路指導部)	班 長	進路部長	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の初期消火活動 ・避難誘導や救護活動等の支援(初期消火の必要がない場合)
	班 員	大庄司 渡邊 桂島 辻 奥山 相原 菊地 早坂(恵)	

2 火気取締責任者

(1) 校内の各室には火気責任者を置く。

(2) 火気取締責任者は、当該室の火気に留意し、特に発火の恐れのある部屋については、十分な対策を講じる。

3 消 火 設 備

	能力 単位	数 量	校 舎			体 育 館 部 室	賢 友 館		生 徒 会 館	部 室 棟	そ の 他
			3階	2階	1階		2階	1階			
屋 内 消 火 栓		24	5	5	6	5	1	1			1
粉 末 消 化 器 (大)	10型	70	5	8	15	15	3	5	7	2	10
避 難 器 具 (スローダウン)		3	3								

11 図 書 館

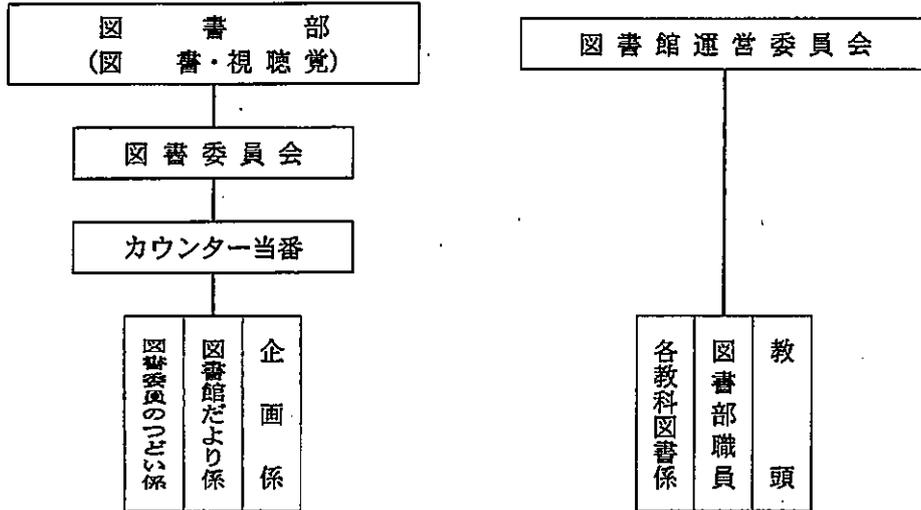
1 沿革

昭和27年4月からPTA協力のもとに3ヶ年計画で図書館建築事業が創始されたが、その間種々の関係で校舎増築事業と併行して進められ、旧来の二教室を改装し、昭和30年10月図書館が完成した。(以上、羽黒山の旧校舎時代)

昭和43年8月新校舎完成とともに、校舎内の図書館に移る。

昭和54年10月生徒会館完成に伴い、昭和55年3月の三階の現図書館に移る。

2 組織



3 設備

(1) 図書室

- 閲覧室..... 200m²
- 司書室..... 69m²
- 書架

(2) 視聴覚室

- 視聴覚室..... 101.25m²
- 準備室兼教材室... 33.75m²

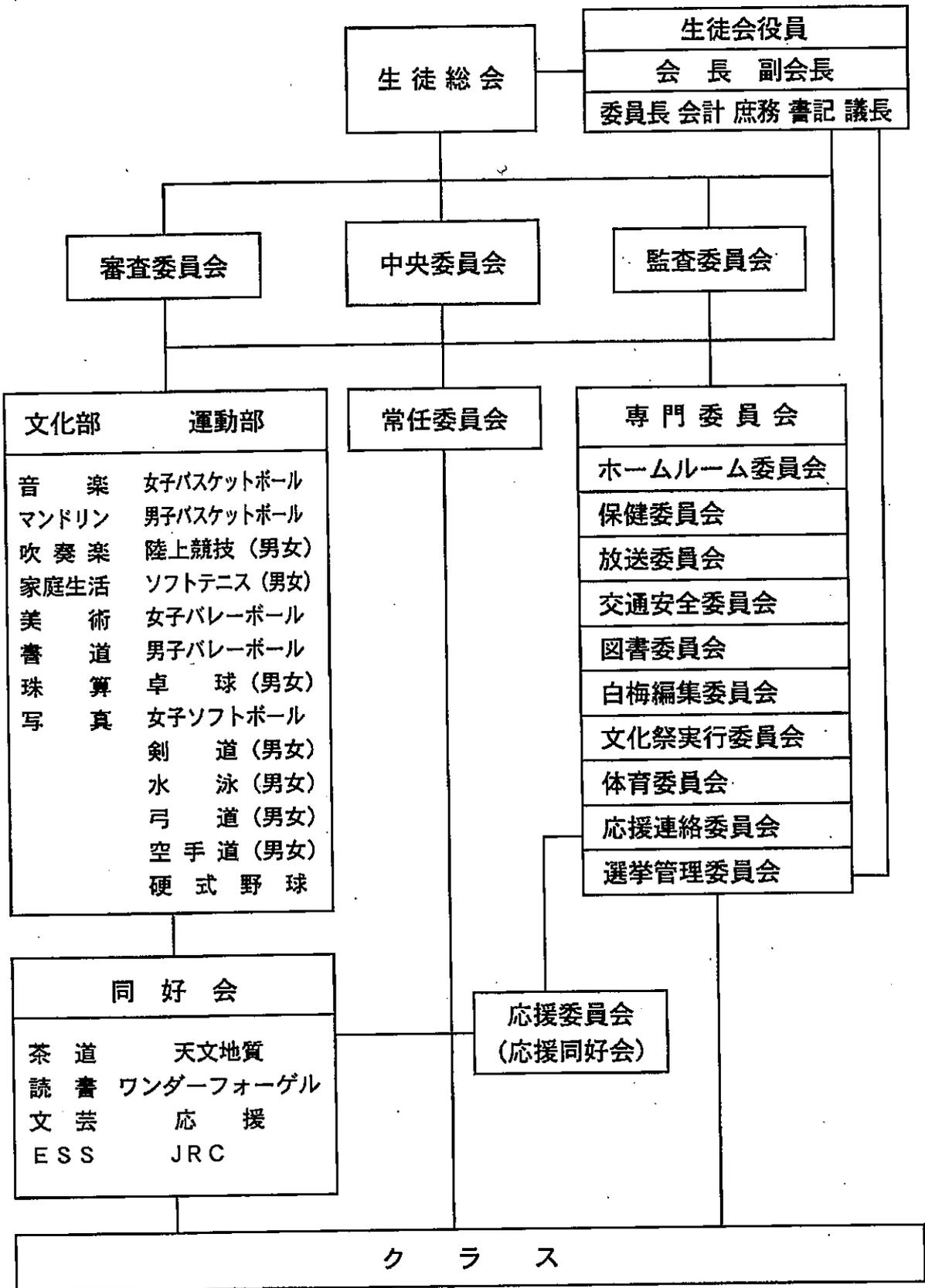
4 蔵書数

000 (総記)	989冊	700 (芸術)	2,765冊
100 (哲学)	1,022冊	800 (語学)	1,672冊
200 (歴史)	3,218冊	900 (文学)	8,625冊
300 (社会科学)	3,102冊		
400 (自然科学)	2,464冊		
500 (工業家庭)	1,410冊	読書会用	1,255冊
600 (産業)	412冊	000~900	25,679冊

5 行事予定

- | | |
|----------------|------|
| 1 読書会 | 年1回 |
| 2 館報発行 | 年1回 |
| 3 芸術鑑賞会 | 年1回 |
| 4 地区図書委員のつどい | 年1回 |
| 5 図書委員のつどい (県) | 年1回 |
| 6 図書選定 | 年2回 |
| 7 図書館だより | 年10回 |
| 8 絵本の読み聞かせ | 年2回 |

12 生 徒 会



13 P T A ・ 同窓会

1 P T A

(1) 概 要

大正15年、父兄後援会設立第1回総会が開催されて以来、本校の教育施設や教育環境の改善への援助を進めてきた。現在もPTA会則第5条の会員相互の提携協力により、生徒の福祉を増進し、学校教育の発展に寄与する目的での事業を地道に推進している。

(2) 組 織

会員は、本校の教職員及び在校生徒の保護者（保護者に代わるものを含む）の正会員と、本校の趣旨に賛同する準会員よりなり、運営の便宜上組織を次の通りとする。

ア 全校 P T A 全会員を以て組織する。

イ 学年別協議会 各学年生徒の保護者と各学年所属の教職員を以て運営する。

(3) 役 員

会 長 1名 副会長 3名 幹 事 3名 監 事 3名

事務局長 1名 会 計 2名

(4) 顧問、参与、委員

顧 問 若干名

参 与 1名（校長）

委 員 ア 学級委員（各学級2名）

イ 学年委員（各学年2名）

1名は学年委員長、他の1名は学年副委員長となる。

(5) 会 合

総 会 毎年1回開く。

役員会 随時会務の執行につき協議する。

委員会 ア 全校委員会は、役員、学年委員長、同副委員長及び会長委嘱の教職員を以て組織する。

イ 学年委員会は、学級委員及び学年所属の教職員を以て組織する。

2 同 窓 会

(1) 概 要

明治39年3月、私立石巻女学校1回卒業生より、現在25,032名（H27.3.31）の卒業生を擁し、宮城県石巻好文館高等学校同窓会と称し、卒業生相互の親睦を厚くし、知徳の研鑽を図り、母校の発展に寄与することを目的としている。

(2) 組 織

私立石巻女子実業学校卒業生、同校別科、専科、研究科、技芸科修了生、石巻町立石巻実科高等女学校卒業生、同校補習科、選科、補習科選科修了生、牡鹿郡立石巻実科高等女学校卒業生、同校補習科、選科、補習科選科修了生、宮城県石巻高等女学校卒業生、同校補習科卒業生、同校併設中学校卒業生、同校専攻科卒業生、宮城県石巻女子高等学校卒業生、宮城県石巻好文館高等学校卒業

生、及び現職員、旧職員、母校縁故者で組織する。

ア 会 員

特別会員 客員 通常会員 賛助員

イ 役 員

名誉会長	1 名 (校 長)	事務局長	1 名 (教 頭)
会 長	1 名 (同窓生)	会 計	4 名 (同窓生、学校事務職員)
副 会 長	4 名 (同窓生)	監 事	若干名 (同窓生)
監 事	3 名 (同窓生)	常任幹事	若干名 (総務部、同窓生)

(3) 運 営

ア 入会金 3,600円
イ 会 費 年額 1,000円

(4) 事業計画

ア 総会開催
イ 同窓会会報「白梅」の発行
ウ 支部総会
エ 学年幹事会
オ 全国・東北大会出場生徒の応援

14 校 地 ・ 校 舎

校 地

校舎敷地及びグラウンド.....48,209.000㎡

建 物

校舎（鉄筋コンクリート3階建）..... 6,337.86㎡
 生徒会館（鉄筋コンクリート3階建）..... 1,062.74
 講堂（体育館）（鉄筋コンクリート）..... 1,744.65
 第二屋内運動場（賢友館）（鉄骨・鉄筋コンクリート2階建）.....1,051.43
 体育館部室..... 273.00
 プール付属室兼部室棟..... 303.36
 部室棟..... 389.80
 弓道場..... 110.34
 吹奏楽練習場（木造平屋建）.....97.70
 屋外体育用器具格納庫（鉄骨）.....19.44
 書庫及び物置等..... 121.42
 機械室等..... 275.75
 計.....11,787.49

校 舎 内 容

校舎棟

普通教室	選択教室	特別教室	準備室	校長室	職員室	事務室
16	19	11	9	1	1	1
会議室	保健室	進路室	自学室	放送室	教材室	その他
1	1	1	1	1	3	4

生徒会館

集会室	大広間	生徒相談室	会議室	図書室	司書室	その他
1	1	1	2	1	1	3

講堂

アリーナ	体育教官室	放送室	更衣室	控室	器具庫
1	1	1	1	1	2

第二屋内運動場

アリーナ	柔剣道場	更衣室	器具庫
1	1	1	2

部室等

体育館部室	プール付属部室棟	部室棟			弓道場	吹奏楽練習場
		部室	トレーニング室	倉庫		
12	8	12	1	2	1	1

宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生

実 施 計 画

(再生期:平成26年度～29年度)

【平成28年度版】

抜 粋

平成27年度改訂

宮 城 県

取組17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり			
目 標 指 標 等	当 初	現 況 値	目 標
行動方針 ◇ 少人数学級や少人数指導など、児童生徒の実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を図ります。 ◇ 県立高校の再・改編や入学者選抜制度改善などにより、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化などに応じた魅力ある学校づくりを推進します。 ◇ 学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価の充実などにより、地域から信頼される学校づくりを推進します。 ◇ 障害の有無にかかわらず地域の小・中学校で共に学ぶことのできる学習システムづくりを推進するとともに、知的障害特別支援学校における狭隘化への対応や軽度知的障害生徒の進路拡大を図るなど、特別支援教育の充実を図ります。 ◇ 優秀な教員を確保するとともに、教員の資質向上や学校活性化を図るため、適切な教員評価や教員研修等の充実を図ります。 ◇ 県立高校の再・改編や特別支援学校の狭隘化、軽度知的障害生徒の後期中等教育に係る受け皿不足に対応するなど、必要な施設整備を推進します。			
外部評価を実施する学校（小・中・高）の割合（%）			
小学校	77.1%	99.2%	98.0%
中学校	74.7%	97.8%	94.0%
高等学校	100%	100%	100%
	(H20年度)	(H26年度)	(H29年度)
学校外の教育資源を活用している高校の割合（%）	58.1%	92.5%	90.0%
	(H20年度)	(H26年度)	(H29年度)
特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合（%）	28.2%	30.5%	36.0%
	(H20年度)	(H27年度)	(H29年度)

【目標達成のための個別取組】

○ 宮城の将来ビジョン推進事業

取組の内容等	主担当 課・室	年度別計画（年度）					目 標
		H25	H26	H27	H28	H29	
01 学級編制弾力化（少人数学級）事業 学習習慣の着実な定着や問題行動等の低減を図るため、小・中学校の低学年において少人数学級を導入し、きめ細かな教育活動の充実を図ります。 (H23～H32)	義務教育課						

取組の内容等	主担当 課・室	年度別計画(年度)					目標
		H25	H26	H27	H28	H29	
02 高等学校入学者選抜改善事業 時代の変化に対応した適切な高校入学者選抜方針について検討を行います。 また、平成25年度に導入した新入試制度の定着と円滑な実施に向けて情報を提供するとともに、課題を調査・検証します。 (H23~H32)	高校教育課						
03 高等学校「志教育」推進事業 分野(6)①5 (取組15から再掲) 基本目標1(2)① 高校生が自ら社会で果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進するため、地域における志教育の推進体制の充実を図るとともに、学校設定教科・科目等による志教育の推進、志教育に関する情報発信、マナーアップ運動、地域貢献活動及び特色ある高等学校づくりに取り組みます。 (H24~H32)	高校教育課						
04 時代に即応した学校経営支援事業 学校の運営における解決困難な問題に迅速かつ適切に対応していくための支援を行います。 (H23~H32)	教育庁総務課						
05 学校評価事業 開かれた学校づくりと、児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくりを推進するため、学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の充実を図ります。 (H23~H32)	高校教育課						
06 特別支援教育システム整備事業 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進するため、学校の設置者及び学校が障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習や居住地校学習を実施し、その成果の普及を図ります。 (H23~H25) → (H23~H29)	特別支援教育室						
07 特別支援教育研修充実事業 障害のある幼児児童生徒に対する校内支援体制の充実に向けたコーディネーター養成や、管理職、特別支援教育担当教員等に対する研修を行います。 (H23~H32)	特別支援教育室						

取組の内容等	主担当 課・室	年度別計画(年度)					目標
		H25	H26	H27	H28	H29	
08 特別支援教育地域支援推進事業 幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍している障害のある幼児児童生徒に対する支援の充実と特別支援学校の地域のセンター的機能の強化を図ります。 (H23～H32)	特別支援教育室						特別支援学校における地域支援関係活動の実施回数【年間】 764回(H20) →1,500回(H29)
09 医療的ケア推進事業 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境を整備します。 (H23～H32)	特別支援教育室						
10 発達障害早期支援事業 (取組15に再掲) 発達障害のある幼児児童生徒に関する保護者等の理解の促進及び市町村における支援体制の充実を図り、子どもの就学前から就学後に至るまで切れ目のない支援体制の確立に向けた取組を進めます。 (H23～H25) → (H23～H30)	特別支援教育室						
11 実践的指導力と人間性重視の教員採用事業 教員採用選考方法の改善を行い、教育課題への対応に積極的に貢献できる優秀な人材の確保に努めます。 (H23～H32)	教職員課						
12 教職員CUP(キャリア・アップ・プログラム)事業 教職員の一層の資質・能力の向上のため、経験段階や職能に応じた各種研修や特定の課題に関する研修等を充実させます。 ※心のケア研修事業 分野(6)①③ 基本目標3(3) ※防災教育等推進者研修事業 分野(6)①④ 基本目標4(4) (H23～H32)	教職員課						
13 県立高校将来構想推進事業 分野(6)①① 県の復興計画や各地域の復興の方向性などを踏まえて策定される「新県立高校将来構想」(平成23～32年度)の実施計画に基づき、再編及び学科改変に伴う学校施設や教育環境の整備を進めます。 (H23～H32)	教育企画室 高校教育課						

取組の内容等	主担当 課・室	年度別計画(年度)					目標
		H25	H26	H27	H28	H29	
14 特別支援学校校舎改築事業 知的障害特別支援学校の狭陰化解消への対応や軽度知的障害生徒の進路拡大に向けた施設整備を行います。 (H23~H27) → (H23~H28)	特別支援教育室 施設整備課						
15 私立学校施設設備災害対策支援事業 私立学校設置者が行う学校施設設備の非構造部材の耐震化など、災害対策事業に要する経費の一部を補助し、私立学校の防災対策を支援します。 (H25) → (H25~H28)	私学文書課						
16 共に学ぶ教育推進モデル事業 障害のある(特別な支援を要する)児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に必要、効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデルエリアを設定し、各種専門家等の派遣による支援を行います。 (H27~H32) → (H27~H31)	特別支援教育室						
17 非予算的手法：高等学園進路就労定着支援事業 地創 基本目標1(2)⑥ 平成28年4月に開校する女川高等学園において、在学中から教育・福祉・労働等の関係機関との連携を図り、地域の支援体制のもと、就労の定着と社会的自立に向けた円滑な移行を支援します。 (H27~H32)	特別支援教育室						

○【宮城の将来ビジョン推進事業】取組にかかる「再生期」(4か年)の事業費見込額(再掲分含む)

総事業費：11,926百万円(うち県事業費：11,813百万円)

○ 取組17に関連する宮城県震災復興推進事業

No.	分野番号	事業名
01	(6)① 1	県立学校施設災害復旧事業
02	(6)① 1	県立学校教育設備等災害復旧事業
03	(6)① 1	校舎等小規模改修事業
04	(6)① 1	市町村立学校施設災害復旧事業
05	(6)① 1	私立学校施設設備災害復旧支援事業
06	(6)① 1	私立学校施設設備災害復旧支援利子補給事業
07	(6)① 1	私立学校等教育環境整備支援事業
08	(6)① 1	県立高校将来構想管理事業
09	(6)① 5	非予算的手法：「地域復興に係る学校協議会」事業

○【宮城県震災復興推進事業】「再生期」(4か年)の事業費見込額(再掲分含む)

総事業費：48,174百万円(うち県事業費：29,220百万円)

○ 取組17にかかる「再生期」(4か年)の事業費見込額(再掲分含む)

総事業費：60,101百万円(うち県事業費：41,033百万円)

宮城県 教育振興 基本計画

— 概要版 —

平成22年3月

宮城県・宮城県教育委員会

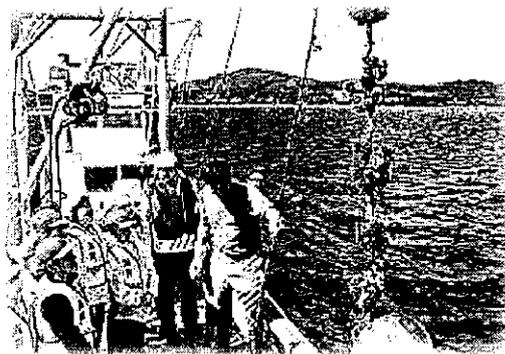
宮城県教育振興基本計画

◆ 計画の位置づけ

- 人口減少社会の到来、情報化や国際化の一層の進展、地方分権社会への移行など社会情勢が大きく変化するなか、「人づくり」である教育の重要性は一層高まっており、学校教育だけでなく生涯にわたる期間を通じて、次代の地域社会を支え、未来を創造する人づくりに取り組んでいく必要があります。
- 国では平成18年の教育基本法の改正を契機に、新たな教育の目標・理念に基づく取組を進めていますが、同法第17条第2項の規定により地方公共団体も地域の実情に応じ、教育振興基本計画の策定に努めることとされています。
- 本県では、これまで「宮城県教育基本方針」のもと、学校教育、スポーツ、生涯学習等分野ごとの基本計画を策定し、また県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン（平成19年3月策定）」では優先的・重点的に取り組むべき教育施策を掲げているところですが、教育施策全般を総合的、体系的に位置づけた基本計画は未だ策定していないことから、本県教育を総合的、計画的に進めていくため、本計画を策定するものです。
- 本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の教育の目指すべき姿や講ずべき施策の方向性等を示す計画とします。
- 本計画は、将来の宮城県のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて県が優先して取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮しながら策定しています。

◆ 計画の期間

10年間（平成22年度～平成31年度）



本県教育の目指す姿と計画の目標

目指す姿

本計画を着実に進めることにより、計画期間である10年間を経過した段階で次のような姿が実現していることを目指すものです。

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

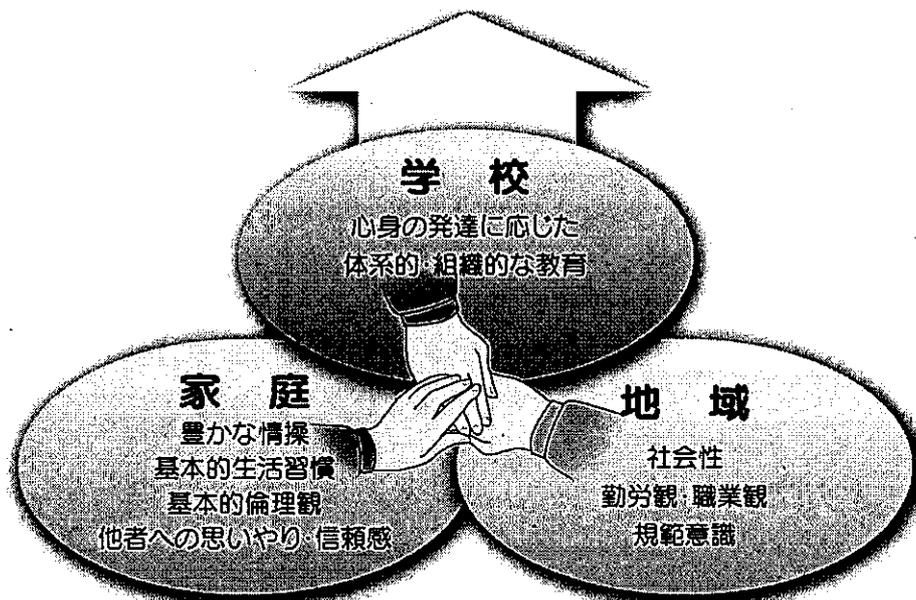
計画の目標

目標1 夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

目標2 次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

目標3 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

目標4 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。



施策の展開

目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。

計画の目標

● 目標1 ●

夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

● 目標2 ●

次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育む。

● 目標3 ●

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、宮城の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくる。

● 目標4 ●

生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

施策の基本方向

基本方向1

学ぶ力と自立する力の育成

基本方向2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

基本方向3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

基本方向4

信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

基本方向6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

施策の基本方向

基本方向1

学ぶ力と自立する力の育成

(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 **重点的取組1**

児童生徒一人一人が将来の職業人、社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していきけるよう、小・中・高等学校を通じて勤労観や社会性を養い、自らの生き方について主体的な探求を促す「志教育」を推進していきます。

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 **重点的取組2**

児童生徒一人一人が「分かる喜び」を実感しながら学力を身に付けられるよう、校内研修への支援などを通じた教科指導力の向上、少人数指導による指導体制の充実、家庭・地域と連携した基本的生活習慣や学習習慣の確立などに取り組んでいます。

(3) 幼児教育の充実

幼稚園教員や保育所保育士の研修の充実により資質向上を図るほか、幼稚園・保育所・小学校の連携と交流を促進し、小学校への円滑な移行を図ります。また、人格形成の基礎となる幼児期における「学ぶ土台づくり」の形成に取り組めます。

(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

自国や郷土の歴史の理解を深めるとともに、他国の文化の理解や小学校からの外国語活動を行い、共に生きていくための能力や態度を育成します。

(5) 時代の要請に応えた教育の推進

高度情報化社会に対応できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。また、宮城の豊かな自然を生かした体験活動等を通じて、地域に根ざした環境教育を推進します。



基本方向2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 **重点的取組3**

様々な体験活動、文化活動等の推進を通じて、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の育成を図るほか、いじめ、不登校等に対応する教育相談活動の充実、関係機関が連携したネットワークの構築など、多様な支援に取り組みます。

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 **重点的取組4**

子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を引き出すため、授業や行事を通して運動好きな子どもを育てる学校教育の推進、専門的指導力を有する地域人材の運動部活動等への活用などの取組を進めていきます。

(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成

周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生きていく力を身に付けさせるため、子どもたちの成長段階に応じ、体系的な防災教育を推進します。

(4) 食に関心をもち、元気な子どもの育成

食に関する指導が計画的に実施されるよう、学校給食と各教科との関連を図った指導の充実に努めます。また、宮城の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通じた食育の推進を深めます。

(5) 心身の健康を保つ学校保健の充実

各学校において、学校保健計画を策定し、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、家庭や地域の医療機関をはじめとする関係機関と連携し学校保健の充実を図ります。



基本方向3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 **重点的取組5**

発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の発達段階や障害に配慮した校内支援体制を構築するとともに、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターの役割を担うよう、相談・支援機能の充実を図ります。また、特別支援学校における知的障害を有する児童生徒の増加に対応した教育環境の整備に努めます。

(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

障害のある子どもの進路選択や就労を支援するため、教職員の研修の充実を図るとともに、地域の産業界及び労働、福祉、教育等関係機関が連携し、職業教育や就労支援の充実を図ります。

基本方向4

信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 **重点的取組6**

教員の資質の向上や学校の抱える課題に対応するため、各校種間の連携強化を図るほか、各学校において校内研修の充実を図ります。また、教職経験に応じた体系的な研修の充実及び改善を図ります。

(2) 開かれた学校づくりの推進 **重点的取組7**

教育活動や学校の運営の自律的改善を図るため、学校評価の充実に取り組むほか、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を進めます。また、専門的知識や技能を有する社会人を講師として活用します。

(3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立

教員採用選考の工夫・改善を推進し、実践的指導力や豊かな人間性を持った優れた教員の確保に取り組みます。また、教職員評価制度の更なる改善により、教職員一人一人に自己能力の分析を促し、資質の向上と学校の活性化を図ります。

(4) 教職員を支える環境づくりの推進

研修・研究機能や相談・支援機能を有する研修の中核施設の整備を推進します。また、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、メンタルヘルス対策などの健康管理を計画的に行っていきます。

(5) 県立高校の改革の推進

社会で活躍するために必要となる知識・技能の定着や人間関係を構築する力の育成を図るため、習熟度別授業をはじめ各種の取組を推進するほか、地域のニーズを踏まえた学校づくりを行い、再編整備も視野に入れながら効率的かつ効果的な施設整備を推進します。また、より公正かつ教育効果の高い入学者選抜制度への改善を進めます。

(6) 学習環境の整備充実

児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、県立学校の計画的な改修や教材教具の充実を図ります。また、経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学金制度による支援を行います。

(7) 私学教育の振興

私立学校の教育条件の維持向上及び私立学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、建学の精神に基づく特色ある学校づくりを進めていくため、助成を行います。

(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり **重点的取組8**

親としての「学び」と「育ち」を支援する学習機会や子育て相談等の場の提供、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の育成を行うなど、関係機関や企業、NPO等と連携しながら、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めます。

(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり **重点的取組9**

地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化に関して市町村に支援や助言を行うほか、人材の育成を推進します。また、地域ぐるみの学校安全体制の整備や、地域住民主導による総合的な環境浄化活動を推進します。

(3) 子どもたちの体験活動の推進

世代間の交流の推進や自然体験活動、社会体験活動を通じて地域の環境・歴史や産業について学ぶことにより、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。

(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 **重点的取組10**

個人や社会のニーズに応じた学習機会を充実し、その成果を地域に還元できるよう支援するとともに、社会教育施設における取組や文化芸術活動への参加の推進により地域の教育力の強化や地域文化の活性化を図ります。

(2) 文化財の保護と活用

先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、郷土の歴史・文化等についての理解を深めながら、これを受け継いでいこうとする意識を高めます。

(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 **重点的取組11**

総合型地域スポーツクラブの支援や学校施設の開放等により、だれもが、どこでも、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

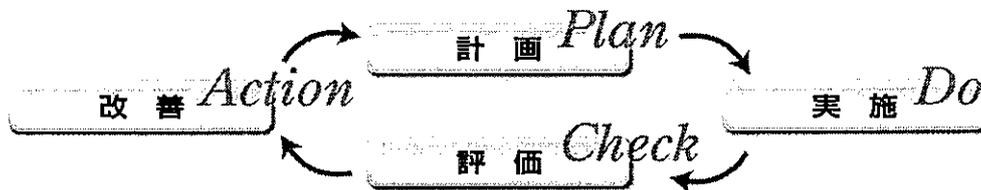
全国レベルの大会や国際大会で活躍できるよう、競技スポーツの選手育成強化や支援体制の整備を進めます。また、県有スポーツ施設の整備やスポーツ情報提供等の条件整備を進めます。



計画の推進

◆ 計画の推進に向けた施策の在り方

- 本計画の推進のために実施する施策を具体的に示すアクションプランを策定します。当初は平成22年度から4年間について策定し、各施策の進捗状況の把握、達成状況の評価等を行い、次期のアクションプランを策定します。
- 本計画の着実な推進を図るためには、進捗状況を常に把握するなどの確な進行管理を行う必要があります。アクションプランに定めた施策については、PDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行っていきます。



◆ 関係機関、関係団体等との連携

- 県立学校や市町村教育委員会が所管する学校においても、本計画に対する理解を深め、着実な取組がなされる必要があります。このため、市町村教育委員会との間で十分な意見交換等を行い、共通認識の形成を図っていきます。
- PTA等の教育関係団体との連携・協力体制を強化するとともに、高等教育機関や民間団体等との連携・協力体制も構築していきます。
- 教育委員会を中心として、関係部局相互の連携をこれまで以上に緊密にして、各施策が相乗的な効果を生み出すよう努めていきます。
- 必要に応じ、国に対して制度の見直しや施策の提案等の働きかけを行っていくとともに、必要な財政上の措置や教員定数等の改善等についても要請していきます。

◆ 県民総がかりによる教育施策の展開

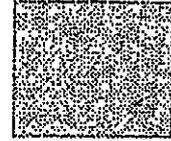
社会総がかりで次世代を育てるためには、教育関係者や保護者、産業界、そして一般県民の理解と協力が不可欠であるため、広く理解を得られるよう、本計画とアクションプランに示す施策の内容や目標等に関して、積極的に周知を図ります。

編集・発行

宮城県教育庁教育企画室

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-3616 FAX 022-211-3699
E-mail kyokup@pref.miyagi.jp
URL <http://www.pref.miyagi.jp/kyou-kikaku/>

計画の全文は、上記ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。



新県立高校将来構想

(平成23年度～平成32年度)

抜粋

平成22年3月

宮城県教育委員会

第3章 今後の県立高校教育の在り方

1 本県高校教育における人づくりの方向性

社会経済環境の変化や高校教育に対する社会的要請などを踏まえ、今後の県立高校教育においては、以下の2点に焦点を当てながら「未来を担う人づくり」を推進していきます。

(1) 主体的に生き抜く力の育成

これまで以上に激しい変化が予想される時代の中で、たくましく自らの進路を切り開いていくことのできる力を育成していくことが不可欠です。

そのためには、国際化、情報化がますます進展し、知識が社会を動かす重要な基盤になっていく時代においては、その基礎となる知識や技能を確実に身に付けることが重要であり、併せてそうした基礎的知識・技能を活用していく力を着実に修得することが必要です。

その上で、周囲の環境や社会動向を的確に把握しながら、自らが果たすべき役割を認識し、主体性をもって自律的に行動できる姿勢を育成するなど、時代を生き抜いていく力を育成していきます。

(2) 人と関わる力の育成

個人としての知識や技能の修得とともに、社会を構成する一員として、また将来の職業人として、他者との関わりの中で共に生きていくための能力についても、知識等と並ぶ重要な能力として育成していくことが不可欠です。

また、価値観が多様化している時代にあって、働くことや社会に貢献することの意義を理解し、社会人としての態度や責任感を着実に涵養していくことや、今後、社会の在り方が複雑になっていく中では、多様な人々が持っている知識や経験をつないで新しい価値を生み出したり、課題を解決していくことも重要となります。

このため、自分の意見を的確に伝え、意見や立場の異なる人を尊重しながら、目標に向けて人と協力できるコミュニケーション能力や能動的に人との関係を築いていく力、さらには協働性、柔軟性など、人と関わる力を育成していきます。

2 高校教育改革の取組の方向性

「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」を高校教育で育成していくために、教育内容においては「学力の向上」と「キャリア教育の充実」を推進するとともに、それを支える学校づくりの観点から「地域のニーズに応える高校づくりの推進」、そして教育条件整備の点からは「教育環境の充実、学校経営の改善」の4つに重点をおいて取り組みます。

(1) 学力の向上 —学び続けるための基礎力づくり—

① 基礎基本となる知識の定着

高校教育における学習活動は、義務教育段階で身に付けた土台の上に社会で活躍するために必要な基礎的・基本的な知識や技能を修得するものであり、生徒が自らの将来を見据え、希望する進路を達成することが大きな目標となっていることから、全ての生徒に対して進路実現に必要な学力を養うことが求められています。そのため、習熟度別授業や少人数の授業展開など学習形態の工夫による学習内容の定着率向上、日々の宿題など適切な課題提供による家庭学習習慣の定着等、学習の質の確保や向上のに向けた取組を行います。

② 知識を活用した課題解決力の育成

知識基盤社会においては、生涯にわたって学び続けることが求められることから、学力向上の取組に当たっては、単なる知識の積み重ねにとどまらず、知識を活用して直面する課題を解決する力を養うことが求められています。そのため、修得した知識を現実の事象に適用したり、様々な知識を組み合わせて分析・考察したりする学習活動を展開するなど、様々な指導上の工夫を行います。

③ 人間関係を構築する力の育成

生徒が社会の構成員として他者との関わりの中で生きていくためには、コミュニケーション能力とともに、良好な人間関係を構築する力、自省的な態度や自尊感情等を育成することが求められています。そのため、学校行事や部活動、生徒会活動や学級活動を通して、自主性や協調性を⁴⁵⁵育むとともに、互いの信頼関係の構築や基本となる徳性・体力を養うなど、生徒の発達段階に応じた的確な指導を行います。

④ 学校外の教育資源の活用

こうした学び続けるための基礎力づくりに向けて、地域社会や産業界など学校外の教育資源をこれまで以上に学校内の指導に活用することが、生徒に社会との連関を自覚させ、学ぶ意欲を涵養するという観点からも、今後一層重要になるものと考えます。これまで工業高校や商業高校などの専門高校を中心に、インターンシップなど地域の産業界をはじめ学校外の教育資源を活用した取組が行われてきましたが、今後は学科を問わずすべての高校において、積極的に学校外の教育資源を活用した取組を行います。

(2) キャリア教育の充実 —志（こころざし）教育の推進—

① 勤労観・職業観の育成

社会の構成員として、自らの適性に応じて社会の発展に貢献し得る在り方・生き方を見定め行動できるようにするために、確固とした勤労観、職業観を育てていくことが求められています。特に、高校は、社会に対しての理解がより深まる時期であるとともに、社会に出るための最終準備段階でもあることから、様々な人生や仕事の在り様に触れ、自らの具体的な生き方を探るキャリア教育の充実に取り組みます。

こうしたキャリア教育を充実させることは、自己の進路目標の明確化を促し、その実現に

向けての様々な努力の原動力となることから、社会人として必要な態度や知識・技能の修得とともに学力の向上にも大きな影響を及ぼすものと考えています。

このような自己の適性等と社会の中で果たすべき役割の自覚を通して、学ぶことの意義の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成する一連の取組を、本県では「志教育」と位置づけ、小・中・高等学校を通じた系統的な教育活動の中で推進していきます。

② 変化に対応できる基本姿勢の育成

産業構造の変化や技術革新の加速化、価値観の多様化などにより、特に先端的な知識や技能ほど陳腐化するスピードが速くなりつつあります。このような時代の中で、職業人として社会に貢献していくためには、知識や技能を常に更新し磨き上げていくことが求められます。このため、職業系学科における専門教育の充実をさらに図るとともに、職業系以外の学科も含めて社会の変化に対応できる基本的な姿勢を高校教育において身に付けさせます。

(3) 地域のニーズに応える高校づくりの推進 ー地域とともに生きる高校づくりー

① 地域とつながる高校づくりの推進

高校は、小学校、中学校という義務教育段階と大学や専門学校での教育、そして社会とをつなぐ存在であるため、こうしたつながりを意識しながら高校教育に取り組みます。同時に、高校は、その所在する地域社会における人材育成の役割を担っていることから、地域における学科バランスや学校規模、あるいは新しい学科の設置など、地域のニーズも踏まえた学校づくりを進めます。

なお、地域の産業界などとの連携に当たっては、学校外の教育資源の活用という視点だけでなく、高校の地域貢献との両面から、さらに幅の広い連携体制を構築します。

② 開かれた高校づくりと安全対策の強化

本県では、学校評議員制度が全ての県立高校で導入されたほか、学校自由見学日の設定や学校施設の地域開放など、開かれた学校づくりを推進してきましたが、これまで以上に家庭や地域との連携が求められる中で、より積極的に学校情報を発信して、地域や保護者の理解を得るとともに、それらの意向の把握にも努めながら、地域の一層の信頼に努めていきます。

このような開かれた学校づくりをさらに進めることは、不特定多数の学校外の人間を学校に取り入れることになるため、学校運営における特に重要な事項として、必要かつ十分な安全対策を講じていきます。そのため、学校における危機管理マニュアルを適時適切に改訂するとともに、全ての教員の共通理解と確実に実践できる態勢整備を図ります。

(4) 教育環境の充実、学校経営の改善 ー少子化時代における魅力ある教育環境づくりー

① 教員の資質の向上

教育の質の向上は、生徒を直接指導する教員の資質にかかっています。したがって、高校生の学ぶ環境を充実していくためには、教員一人一人の教科の指導力、即ち授業力を向上させることが必要です。このため、授業力の向上を目指した教育委員会の主催による研修会な

どに加え、日々の教材研究や各高校における校内研修の充実等により、教員の資質向上に向けた校内体制を構築します。

② 学校改善の定着

教員の資質向上と併せて重要なことは、学校経営における「改善の循環」を定着させることです。教育においては、「不易と流行」を見極めることが必要であり、「不易」以外の部分については、校長のリーダーシップにより、可能な限り速やかに見直しが行われるよう、社会の変化に連動した必要な改善に速やかに着手できる仕組みを整備していきます。

これまで、学校評議員や学校評価制度の導入により、「PDCAサイクル」による学校経営の改善への取組が始まっていますが、適時性や効果の検証面においてはまだ不十分な点が多いことから、今後、生徒や保護者の意見を十分参考にした学校による自己評価に加え、学校評議員などを活用した学校関係者評価を定着させ、地域の高校として、学校内外の声を踏まえた学校経営の「改善の循環」を促進します。

③ 効率的・効果的な施設整備の推進

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要な要素であり、今後、各高校における教育活動に支障の生じないよう、施設設備の計画的な整備を進めます。併せて、生徒数減少に連動した高校再編も視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した整備を進めます。

④ 多様な生徒の受け入れ態勢の整備

不登校傾向の生徒やコミュニケーション能力に問題を抱える生徒あるいは発達障害のある生徒等への対応として、今後、校内での受け入れ態勢のより一層の整備・充実を図ることが求められています。そのため、教員の発達障害等に対する理解促進や適切な対応に向けた研修会の充実を図ります。

第4章 社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置の考え方

前章で述べた今後の本県高校教育における「人づくりの方向性」と、その実現に向けた「高校教育改革の取組の方向性」については、いずれの学科・学校においても、それぞれの特色を活かしながら取り組んでいくことが必要です。また、生徒数減少や産業構造の変化など様々な社会変化に的確に対応しながら進めていくために、現将来構想におけるこれまでの取組も踏まえつつ、以下の方針により学科等の在り方や学校配置を考えていきます。

1 学科等の在り方

学科等の在り方については、普通教育及び専門教育を学べる基本的な体制を確保しながら、本県の産業構造・就業状況の変化、各地区の学校配置、産業構造などの違いなどを踏まえた各種学科の配置を行います。また、社会の動き等を踏まえた特色ある専門教育とともに、様々な生徒の実態や保護者・生徒のニーズなども踏まえた多様な学びや進路希望に対応した学科・課程などにも配慮していきます。

(1) 全日制課程

① 普通科

普通科は、普通教育を通して、幅広い教養と知識を身に付けるとともに、大学、専修学校への進学など将来の進路を見極め、その進路に向かうための教育を主とする学科です。

平成21年4月現在、普通科が設置されている県立高校は54校で、募集定員の約3分の2を占め様々な生徒が普通科で学んでいる現状にあり、高校の規模や教育方法等の多様化が進んでいます。

本県の発展を支えるためには、大学等高等教育機関において高度な知識や幅広い見識を身に付けた人材が地域に定着することが大切であり、その意味で大学等に円滑に接続できる教育課程を持つ普通科の役割は重要であることから、本県の大学等進学率の向上などについても一層取り組みます。

また、普通科高校の中には、多様な進路希望を持つ生徒が多い高校もあることから、学習目標の明確化や、社会の中での在り方・生き方を考えながら、勤労観・職業観を醸成するキャリア教育の充実に取り組みます。

さらに、地域や生徒の実態に応じた学校設定科目を積極的に導入するなど、各学校の教育課程を工夫していきます。

② 専門学科（職業系学科）

本県においては、職業に関する専門学科として、農業・工業・商業・水産・家庭・看護に関する学科が設置されており、中堅技術者、事務・サービス業従事者など地域を支える職業人を育成してきました。

今後も、職業系学科においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎的・基本的な知識・技術を重点的に修得させ、生涯にわたって社会で活躍できる人材を育成する役割を担っていきます。

技術革新の進展、国際化、情報化、サービス産業化など産業社会の動向に対応した学科の改編を進めてきましたが、近年は、特にものづくり産業の立地が進んできたことから、こうした社会の変化に対応した魅力ある学科への改編を進めます。一方で、産業構造の大きな変化により、農業に関する学科などにおいては、卒業後の関連産業への就職先が少なくなり、当該学科を志望する生徒数も減っている状況にあることから、生徒や地域のニーズ、社会の変化などを踏まえながら、配置も含めた在り方を検討していきます。

また、経済の変化が一層早くなり、少子高齢化が進む社会状況の中で、求められる能力も高度化かつ複雑多様化していることから、大学等への進学も含め、これからの時代に求められる専門教育の充実を図ります。

③ 専門学科（職業系以外の学科）

本県においては、専門学科のうち職業学科以外の学科として、理数科、英語科、体育科、美術科が設置されており、職業とは直結しない専門教育を行い、それぞれの分野における生徒の資質を伸ばしてきました。

資源の少ない我が国においては、科学技術の振興が重要であり、その土台となる理数教育の充実が欠かせないところです。また、国際化、情報化が進展している中、異文化間でのコミュニケーション能力や、感性・創造力を磨き上げる専門教育も重要です。

今後は、こうした専門教育の意義と生徒のニーズや社会の動向などを十分に踏まえながら対応していきます。

また、職業系の専門学科と同様、大学等への進学も含め、これからの時代に求められる専門教育の充実を図ります。

④ 総合学科

総合学科は、普通教科と専門教科から生徒の進路希望や興味・関心に応じて選択して学習できる学科であり、本県においては、平成7年度以降に設置が進み、平成22年度には7校となります。

総合学科においては、社会や自分の在り方について考える科目である「産業社会と人間」の履修やガイダンスなどを通じて自己の進路への意識が高まり、将来を見通して学習する姿勢が見られること、選択科目を分野ごとにまとめた多様な系列が用意されていることにより、生徒が進路希望に応じて学習できることなどが期待できる一方、系列の選択や進路選択に対する指導体制の在り方などの課題も指摘されているところです。

今後、学科の統合化等の検討に当たっては、総合産業高校の設置等の検討と併せ、それぞれの特徴を踏まえて検討していきます。

(2) 定時制課程

定時制課程は、かつての勤労青少年のための教育の場としての位置づけから大きく趣を変え、現在は、勤労青少年に加え、全日制課程からの転入学者や中途退学者、不登校経験者など多様な生徒の学ぶ場として重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえ、県内には夜間定時制6校及び昼間定時制2校以外に、多様化する生徒に対応して2部制(昼間、夜間)

又は多部制（午前、午後、夜間）定時制課程の単位制高校4校が設置されている状況です。

特に、2部制・多部制の定時制高校においては、生徒が自分の生活スタイルに合わせて学ぶ時間を選べること、体験的な科目を含めた多彩な選択科目の中から学びたい科目を選択することができること、習熟度別学習などのきめ細かな指導が行いやすいことなどにより、多様な生徒への学習機会の提供の在り方として効果的な側面があることから、2部制・多部制の定時制高校が設置されていない地域への設置を検討します。

(3) 通信制課程

通信制課程は、多様な学習環境の確保の観点から、年齢や職業、学習履歴にかかわらず、無理のない形で学習できる弾力性のあるシステムとして、現在、仙台第一高等学校に併設された形で1校設置されています。現在、平成24年に単独校としての開校を目指して整備を進めています。

これに併せて、ますます多様化する生徒に対応して、情報通信技術（ICT）を積極的に活用した学習支援や生徒の居住地に近いところで学べるサテライト校の在り方を検討するなど、さらに弾力的な学習環境の提供に努めていきます。

(4) その他の学科・学校等

① 中高一貫教育校

中高一貫教育は、従来の中学校・高校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進するものとして、平成11年度から導入可能となったものです。県内の公立学校においては、連携型中高一貫教育校が1校、併設型中高一貫教育校が1校、中等教育学校が1校設置されており、平成22年度には、さらに1校の併設型中高一貫教育校が開校する予定です。

連携型の中高一貫教育校では、中学校・高校の互いの教員の相互授業の実施による研修の充実や、連携した課外活動を通じた異年齢との交流が進んでいますが、連携型の高校入試の在り方や学習意欲の喚起等の点で、今後さらに検討していきます。

併設型については、中学校に入学した生徒が、まだ高校を卒業していないため、今後の成果を検証していきます。

今後の中高一貫教育校の設置の検討に当たっては、現設置校において中高一貫教育本来の趣旨に則った様々な取組を積極的に進めつつ、その成果を検証した上で見極めていきます。

② 単位制高校

単位制高校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高校であり、県内には、13校の単位制高校が設置されています。

単位制が導入された高校においては、科目の選択幅の拡大や習熟度別少人数指導の導入などが進んでいるところもありますが、単位制導入の成果と課題について引き続き考察するとともに、きめ細かな指導を行うことにより、生徒の目的意識の明確化を図り、学習意欲の向上につなげていきます。また、それぞれの学校や地域の特性に応じた科目開設など、教育内

容の一層の充実を図ります。

③ 総合産業高校

社会の変化や産業の高度化・多様化に伴い、農業・工業・商業等の専門的な知識や技能の上に、学際的な分野の知識・技能をあわせ持った人材が求められています。こうしたニーズに対応するため、複数の職業系専門学科を置き、生徒が特定の学科に所属しながら一定の範囲内で他の専門学科の科目を選択して学習できる総合産業高校を設置します。

特に中学校卒業生数が少ない地区では、専門学科高校を単独で存続させることが困難になることも予測される中で、複数の専門高校の再編等により、弾力的で特色ある教育課程の編成などを行い、学校・学科の教育内容をより特色と魅力あるものにします。

2 学校配置の考え方

これまで、中学校卒業生数の減少への対応と高校教育としての適正規模の確保という観点から学校の統合や学級減を行ってきましたが、今後も引き続き中学校卒業生数の減少が見込まれていることから、新将来構想期間中においても大幅な学級数の削減が必要になっています。

現在、県立高校1校当たりの学級数が減少し、特に中部地区以外の学校は小規模校化しており、今後の学校配置については、統合を含めた再編が避けられない状況です。そうした中でも、以下の点に配慮しながら、地域の教育的ニーズを十分踏まえ、未来を担う人づくりに適した教育環境や教育内容の整備・充実を図ります。

(1) 地域との関わり

県立高校の再編を進める際には、地域とのつながりの中で再編整備を考えていく視点も重要です。地域における県立高校の存在は、地域においては本県の産業振興、まちづくりの在り方や企業誘致や住民の定着への影響といった側面も持ち合わせています。

再編に当たっては、小規模化への対応とともに、より良い教育環境の形成や、各地域における高校の役割や地域の期待等も十分に踏まえながら、計画的な整備に取り組みます。

(2) 機会均等への配慮

今後も生徒減少等に対応し学級数を削減せざるを得ない状況にありますが、再編整備を進めるに当たっては、全県的な視野を踏まえると同時に、地域の交通の利便性並びに通学可能エリアの設置校・設置学科など各地区の実情を勘案しながら、学校・学科等の選択機会の確保に配慮していきます。

(3) 活力維持や教育機能を十分発揮し得る学校規模

十分な教育効果を上げるためのカリキュラム編成や課外活動の充実、また生徒間の多様な個性が触れ合う場や切磋琢磨の機会を確保するなど、学校の活力を維持するためには、ある程度の学校規模が必要です。

しかし、これまで、急激な中学校卒業生数の減少に対応して学級減により対応してきたこともあり、中部地区以外の平均の学校規模は平成21年度で4.1学級と小規模校化しつつあ

ります。このため、生徒の選択機会の確保への配慮と同時に、一定の学校規模の維持を図りながら、学校の活力を維持します。

(4) 市立高校・私立高校との協働した取組

平成 21 年 4 月 1 日現在、県内には公私合わせて 98 校の全日制高校があり、その内訳は県立高校が 73 校、市立高校が 6 校、私立高校が 19 校となっています。県立高校の設置の在り方を考える場合は、市立及び私立高校と協調した取組を進めていくことが必要であり、そのため異なる設置者間で協調しながら中学校卒業生数の減少に適切に対応していきます。

(5) 小規模校の対応

小規模校は、学校全体の一体感といった良さもありますが、カリキュラム編成や部活動などの課題もあります。「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」では本校としての下限について、3 学年の収容定員 240 人とされており、本県においてもこの考えに基づき、1 学年 2 学級規模（80 人）に満たない学校は原則として再編を進めるとしてきましたが、今後もこの学校規模を維持できない場合は、活力ある高校教育の展開、社会資本整備の効率性や地域バランス等の観点から、各地区の実情を踏まえながら統廃合などによる再編整備を進めていきます。

3 地区別の県立高校再編の方向性

本県全体の学科バランスについては、全国平均とほぼ同じバランスとなっていますが、各地区における具体的な高校配置については、前述した学科や学校配置の基本的な考え方を踏まえつつ、全県的な学科の配置バランスと各地区における県立高校に対する期待や産業構造、地域住民の意向等を総合的に勘案しながら対応していきます。また、学校規模が縮小する中で、基本的な学習機会への配慮と教育効果の両面から広域的な学科配置についても留意していきます。

(1) 南部地区

南部地区には、平成 21 年度現在、全日制高校 11 校（分校を含む）、定時制高校が 2 校（分校を含む）設置されており、地区内すべての市と町に高校があります。

学校規模の面では、全日制高校 1 校当たりの平均学級数は 3.9 学級となっており、1 学年 3 学級規模が 2 校、1 学級規模が 1 校（分校）となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の約半分を普通科が占め、そのほか、農業、工業、商業、体育、看護など 5 つの専門学科と総合学科を選ぶことができ、他地区に比べ、学科の選択の幅が広い地区となっています。

今後 10 年間の生徒数の動向は、平成 32 年までに約 370 人の中学校卒業生が減少する見込みであり、各校の小規模化が進むことから、地区内の配置バランスを考慮しつつ、地区の産業構造などを踏まえ、特色を活かした高い教育効果が期待できる再編を行うとともに、県南地区に未設置である多部制定時制高校の設置を検討していきます。

(2) 中部地区

中部地区には、平成21年度現在、全日制高校31校、定時制高校が5校設置されており、県内の全日制公立高校の約4割が設置されています。

学校規模の面では、全日制高校1校当たりの平均学級数は6.7学級となっており、1学年4学級以下の学校はありません。

学科構成としては、地区の定員全体の約8割を普通科及び普通科系専門学科が占めており、県内で最もその割合が高くなっています。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約1,400人の中学校卒業生が減少する見込みであるものの、他地区に比較して学校数が多く、生徒数減少による影響度合いは少ないと見込まれます。また、他地区に比べ普通科の占める割合が多く、学力向上やキャリア教育の推進など教育内容においてそれぞれの高校の特色化を促進するなど、高校教育の質の向上に取り組みます。

(3) 大崎地区

大崎地区には、平成21年度現在、全日制高校11校、定時制高校が2校設置されており、地区内は旧古川市を挟んで東西に大きく分かれて設置されています。

学校規模の面では、全日制高校1校当たりの平均学級数は3.9学級となっており、1学年3学級規模が2校、2学級規模が2校となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の半分以上を普通科が占め、そのほか、農業、工業、商業、家庭など4つの専門学科と総合学科を選ぶことができます。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約280人の中学校卒業生が減少する見込みであり、既に小規模化しているいくつかの高校については、再編を検討していきます。

(4) 栗原地区

栗原地区には、平成21年度現在、全日制高校が5校設置されています。

学校規模の面では、全日制高校1校当たりの平均学級数は4.3学級となっており、1学年3学級規模が1校となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の半分以上を普通科が占め、そのほか、工業、商業の2つの専門学科と総合学科が選択できます。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約140人の中学校卒業生が減少する見込みであり、既に小規模化しているいくつかの高校については、限られた学校・学級数の中で、教育機会と高い教育効果が期待できる規模を考慮しながら再編を検討していきます。

(5) 登米地区

登米地区には、平成21年度現在、全日制高校が5校、定時制高校が1校設置されており、概ね市の中心部に集まった形で設置されています。

学校規模の面では、全日制高校1校当たりの平均学級数は3.6学級となっており、1学年2学級規模が2校となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の6割を普通科が占め、そのほか、工業、商業、農業

の3つの専門学科が選択できるほか、隣接する栗原地区の総合学科も通学園となっています。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約130人の中学校卒業生が減少する見込みであり、既に小規模化しているいくつかの高校については、限られた学校・学級数の中で、教育機会と高い教育効果が期待できる規模を考慮しながら再編を検討していきます。

(6) 石巻地区

石巻地区には、平成21年度現在、全日制高校11校、定時制高校が2校（分校含む）設置されており、ほとんどが石巻市の中心および郊外に設置されています。

学校規模の面では、全日制高校1校当たりの平均学級数は4.8学級となっており、1学年2学級規模が1校となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の約6割を普通科が占め、そのほか、農業、工業、商業、水産など4つの専門学科を選ぶことができます。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約500人の中学校卒業生が減少する見込みであるものの、他地区に比較して学校数が多く、生徒数減少による影響度合いは少ないと思われます。また、既に小規模化している高校については、再編を検討していきます。

(7) 本吉地区

気仙沼・本吉地区には、平成21年度現在、全日制高校が5校、定時制高校が1校設置されており、三陸沿岸部に点在する形で点在して配置されています。

学校規模の面では、気仙沼高校が7学級規模であることから、全日制高校1校当たりの平均学級数は4学級となっており、1学年3学級規模が3校となっています。

学科構成としては、地区の定員全体の6割を普通科が占め、そのほか、工業、商業、水産の3つの専門学科と総合学科が選択できます。

今後10年間の生徒数の動向は、平成32年までに約320人の中学校卒業生が減少する見込みであり、既に小規模化している高校についても、一段の小規模化が避けられない状況となっています。限られた学校・学級数の中で、さらには、通学距離・時間などの制約下において、教育機会と高い教育効果が期待できる規模の高校をバランス良く配置するよう再編を検討していきます。

**新県立高校将来構想
第2次実施計画**

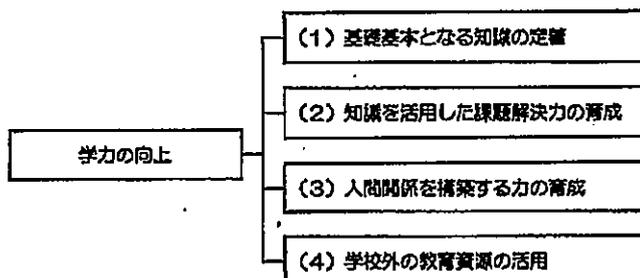
抜粋

**平成25年2月
宮城県教育委員会**

第2章 高校教育改革の取組

1 学力の向上 —学び続けるための基礎力づくり—

【構想の概要】



(1) 基礎基本となる知識の定着

社会で活躍する上で必要となる基礎的・基本的な知識・技能の習得や生徒の希望する進路実現に必要な学力を養うため、習熟度別授業や少人数の授業展開など学習形態の工夫による学習内容の定着率向上、日々の宿題など適切な課題提供による家庭学習習慣の定着等に取り組みます。

項目	内容
①学力状況調査の実施 (高等学校学力向上推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の学力の実態を把握し、学力向上施策につなげることができるよう、全高校2年生を対象に、国語・英語・数学の学力テストを実施するとともに、1年・2年生を対象に家庭学習の実態調査を実施します。
②教科指導力の向上 (高等学校「志教育」推進事業・高等学校学力向上推進事業・進学重点校学力向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学校において指導方法や教材の選定の改善など授業力の向上に向けた授業研究会を開催するなど、校内研修の充実に努めていきます。 分かりやすい授業づくりに向けた指導・助言を行うために、指導主事や大学教授を高校に派遣し教員の指導力向上や授業の改善に取り組んでいきます。 1年生の早い段階から学習習慣を身に付けさせるよう第1学年主任等の研修会を開催し、校内の指導体制の充実に努めます。 県内各地域に進学重点校を置き生徒の学習意欲の形成や教員の指導力の向上を図るとともに、大学等への進路の達成に向けた取組を進めます。

<p>③基礎的・基本的な知識・技能及び学習習慣の定着 (高等学校「志教育」推進事業・高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての高校において、生徒や地域の実情を踏まえ、学力向上について目標を適切に設定するとともに、授業理解度の向上と、家庭学習時間確保に向けた取組を進めます。 ・ 義務教育段階の学習内容の定着が不十分な生徒に対して、復習を中心とした学校設定科目の設置、習熟度別授業や補習授業などを行うほか、学ぶことの楽しさや達成感を体得するため、実践的・体験的な学習の機会を確保していきます。 ・ 義務教育段階の学習の着実な定着のため、各学校の様々な取組を共有できるよう取組事例集を作成し、授業等において活用します。
---	---

(2) 知識を活用した課題解決力の育成

単なる知識の積み重ねにとどまらず、知識を活用して直面する課題を解決する力を養うため、習得した知識を現実の事象に適用したり、様々な知識を組み合わせて分析・考察する学習活動を展開します。

項目	内容
<p>生徒の思考力、判断力、表現力等を育む授業の実践 (高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の課題解決能力の向上を図るため、言語活動及び探究型の学習活動を重視した「学習指導資料」を教科ごとに作成し、授業を行います。

(3) 人間関係を構築する力の育成

コミュニケーション能力や良好な人間関係を構築する力、自省的な態度や自尊感情等を育成するため、学校行事や部活動、生徒会活動やホームルーム活動等を通し、生徒の発達の段階に応じた的確な指導を行います。

また、大きな社会問題となっているいじめ問題への取組の徹底を図り、生徒が生き生きとした学校生活が送れるようにします。

項目	内容
<p>①人間関係を構築する基礎力の育成 (高等学校「志教育」推進事業・「学ぶ土台づくり」普及啓発事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人として必要なマナー等について生徒が互いに話し合い、考える機会を設けることで、規範意識を身に付け、社会人としての基礎力を育みます。 ・ 高校生を対象とした、親育ちや子育て等についての講話や保育体験等を通して、良好な人間関係の基本となる親子のかかわりの重要性等について意識啓発を行います。

<p>②ホームルーム活動や生徒会活動における話し合いの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団の一員として諸問題を自主的・実践的に解決しようとする態度を育成するため、互いの意見を尊重しながら全体としての意見をまとめていく活動をホームルーム活動や生徒会活動に積極的に取り入れます。
<p>③部活動の促進 (運動部活動地域連携促進事業・高等学校文化活動助成事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が連帯しながら目標を達成することの大切さを育み、集団の中での責任感や連帯感、信頼関係を醸成するため、部活動への積極的な取組を促します。 ・ 地域の優れたスポーツ経験者やスポーツ指導者等を「外部指導者」として活用することにより、運動部活動の充実と地域の連携を促進します。 ・ 表現・創作・研究等の創造的活動を支援し、発表や交流の場を提供することにより、生徒の文化部活動への参加を促し豊かな感性の育成に努めます。 ・ 平成29年度に本県で開催される全国高等学校総合文化祭や、南東北3県で開催予定の全国高等学校総合体育大会に向けて、より一層部活動の充実を図ります。
<p>④みやぎアドベンチャープログラム(MAP) ※の積極的な導入 (みやぎアドベンチャープログラム事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒間の信頼関係づくりに努め、生徒が協力し合いながら主体的に問題解決にあたる姿勢を育成するため、MAPを導入したホームルーム活動や体験活動等を実施します。
<p>⑤いじめ問題等への取組強化 (生徒指導対策強化事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別活動や部活動をはじめ、学校教育全体を通じて、コミュニケーション能力や他者を思いやる心等を育成し、いじめを生まない学校づくりに努めます。 ・ 生徒指導を支援するサポーター・アドバイザーを配置するとともに、校種を超えた連携や関係機関や外部の専門家等との連携・協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、いじめ問題等の未然防止及び早期発見・早期解決を図ります。

※みやぎアドベンチャープログラム(MAP)とは、仲間と協力して、様々な課題を解決しながら、他人を信頼し思いやる心を育てる体験学習法であるPA(プロジェクト・アドベンチャー)の考え方や手法を取り入れた宮城県独自の教育方法。

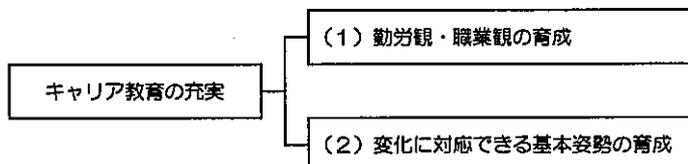
(4) 学校外の教育資源の活用

学ぶ意欲を高め、学習内容と社会の関連を自覚させるために、地域社会や産業界など学校外の教育資源について今後一層の活用を図ります。

項目	内容
①大学等高等教育機関の公開講座、出前授業等の活用 (高大連携事業・進学重点校学力向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> 高度な知識や技能を習得させるため、県内の大学と結んだ高大連携事業に係る協定に基づき大学等高等教育機関の公開講座、出前授業、単位互換制度等を積極的に活用します。
②地域の産業界との連携の推進 (みやぎクラフトマン21事業・産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業・産業人材育成プラットフォーム推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 工業科を有する高校において、企業OB等の熟練技能者による実践的な授業を行い、ものづくりの技能の向上を図ります。 地域産業の復興に貢献し、将来の地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などキャリア教育の充実を図ります。 地区ごとに、学校、産業界、行政を繋ぐプラットフォームを設置し、産業界等の地域の教育資源の活用を進めていきます。

2 キャリア教育の充実 ―志（こころざし）教育の推進―

【構想の概要】



(1) 勤労観・職業観の育成

自らの在り方・生き方を見定めるとともに、確固とした勤労観、職業観を育てていくため、様々な人生や仕事の在り様に触れる機会を持つキャリア教育を充実します。

項目	内容
①「志教育」の体系的・具体的な実践 (高等学校「志教育」推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生が自ら果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に取り組む姿勢を育むため、各学校において「志教育」の全体計画及び年間指導計画を作成します。 ・ 全学年を通じた「志教育」に体系的に取り組めるよう、地区単位の小・中・高等学校の連携を進めるとともに、高等学校教育課程への「志教育」の位置付けに関する研究に取り組みます。
②在り方・生き方の探究を重視したキャリア教育の実践 (進路達成支援事業・県立高等学校キャリアアドバイザー事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生が自ら学ぶ意欲を高め、興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、志をもって高校生活を送ることができるよう大学と連携した取組を進めます。 ・ 勤労や職業に対する意識を高め、社会における自分の在り方・生き方を考えさせる機会を充実させるため、社会人等を活用したワークショップ形式のセミナーを開催します。 ・ 希望する進路の実現に向けて、就職希望生徒に対するガイダンスやセミナー等を開催します。 ・ 県立高校へのキャリアアドバイザーの配置を継続し、キャリア教育や職業教育の充実を図ります。
③就業体験機会の充実 (産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実社会と接する機会をより多く与えるため、地域や学校の実態、学科等の特性に応じて、ボランティア活動や職場見学やインターンシップなどを充実していきます。

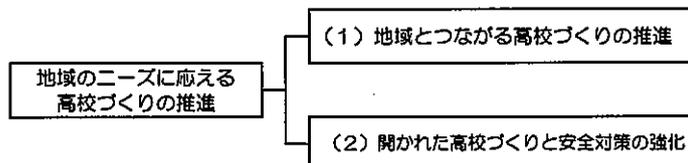
(2) 変化に対応できる基本姿勢の育成

変化の激しい社会の中で、職業人として社会に貢献していくために、生涯を通じて学び続け、知識や技能を常に磨き上げていくなど、社会の変化に対応できる基本的な姿勢等を身に付けさせます。

項目	内容
①知識・技能を常に磨き上げていく姿勢の育成 (みやぎクラフトマン21事業・産業人材育成重点化モデル事業)	<ul style="list-style-type: none">・ 専門高校において、企業OB等の熟練技能者による実践的な授業を行い、技術の革新等について学ぶ機会をつくります。・ 地域の産業界と連携した企業見学会やインターンシップなどを通して、望ましい勤労観・職業観を育み、社会人基礎力や専門教科の基礎基本の習得、資格取得を積極的に行います。
②社会の変化に対応できる力の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 創造力や変化に対応できる力を育成するため、総合的な学習の時間や特別活動、専門学科における課題研究等において、習得した知識や技能を活用し、地域社会の抱える具体的な課題解決に当たるアントレプレナーシップ教育やプロジェクト学習に取り組みます。

3 地域のニーズに応える高校づくりの推進 —地域とともに生きる高校づくり—

【構想の概要】



(1) 地域とつながる高校づくりの推進

高校は、所在する地域社会の人材育成の役割を担っており、地域のニーズも踏まえた学校づくりを進めます。なお、地域との連携に当たっては、学校外の教育資源の活用とともに、高校の地域貢献との両面から、さらに幅の広い連携体制を構築します。

項目	内容
①地域と連携した高校づくりの推進 (産業人材育成プラットフォーム推進事業・産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業・「地域復興に係る学校協議会」事業・高等学校「志教育」推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 各地区単位に、就業体験等の調整などキャリア教育の充実に向けて、行政、学校、産業界をつなぐプラットフォームを設置します。 地域産業の復興に貢献し、将来の地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などキャリア教育の充実を図ります。 高校が地域との役割分担や連携を強化しながら復興の一翼を担っていくとともに、生徒たちに復興への自覚や希望を持たせるため、地域復興に係る学校協議会を設置し、地域の課題解決に向けた取組に参画します。 地域の復興をテーマにした行事・プロジェクトの企画運営や外部講師を活用した講習会や研修会の実施など、復興を支え、地域コミュニティの発展、地域の活性化に寄与する人材を育成します。
②小・中学校との連携の推進 (実践的英語教育充実支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 指定地区において、高校と中学校が連携して、英語使用機会の大幅な拡充を図る授業実践及び学習到達目標基準(CAN-DOリスト)の作成を行い、その成果と課題を発信することで、県内英語教育の充実を図ります。 スーパー・サイエンス・ハイスクール(SSH)を中心に、県内各地区の連携校と協働する、小・中・高等学校間全体の連携である「みやぎサイエンスネットワーク」を構築し、県全体の理数系探究活動の活性化と理数教育の推進を行います。

<p>③高校による地域貢献活動の推進 (みやぎ県民大学推進事業・高等学校「志教育」推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校での公開講座の実施や定時制高校等における開設科目の一般県民の履修など、県民の学習機会の充実に向けた事業等を行います。 ・ 東日本大震災では、避難所指定の有無に関わらず、多くの地域住民等が県立高校にも避難し、県立高校の地域の防災拠点としての役割が改めて確認されたことから、市町村防災担当部署や住民等との連携を強化し、必要に応じて新たに避難所の指定を受ける等、地域の実情に応じた対策を講じます。 ・ 復興に向けたボランティア活動や環境保全活動等を通して、様々な立場の人とかかわりを持つ中で、将来にわたって地域社会を支える自覚と態度を育成します。
--	--

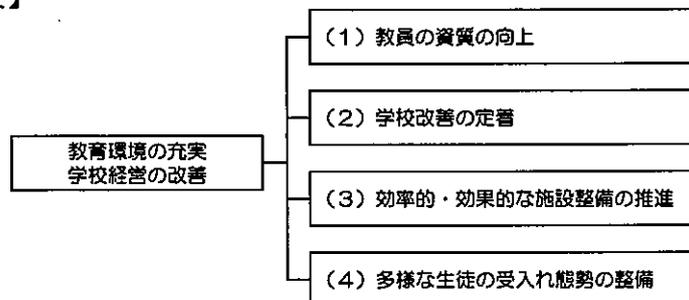
(2) 開かれた高校づくりと安全対策の強化

開かれた学校づくりの推進に当たって、積極的な情報の発信などを通じて、地域や保護者の理解と意向の把握に努め、地域の信頼に添えていきます。また、学校運営について十分な安全対策を講じていきます。

項目	内容
<p>①学校からの情報発信の充実による地域との信頼醸成 (みやぎの専門高校展事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育方針やカリキュラムなどに加え、生徒の学習状況や進路・進学指導などの状況について、ICT（情報通信技術）等を活用しながら、保護者や地域に積極的な情報提供を行います。 ・ 広く県民の方々に専門高校・専門学科への理解を深めていただくため、専門高校で学んでいる生徒の日頃の学習活動や成果の発表等を行います。
<p>②学校評価事業の推進 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの教育活動、学校運営などについて、自己評価及び学校評議員等による外部評価を実施しながら地域や保護者の意向把握に努めるとともに、その評価結果を公表し、改善につなげていきます。
<p>③オープンキャンパスの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生や保護者に対して各学校を会場に学校説明会や施設見学などを行い、学校の特色及び教育内容について情報発信します。
<p>④危機管理体制の充実 (ネット被害未然防止対策事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の危機管理マニュアルを適時適切に改訂するとともに、交通安全や災害などへの安全対策の徹底や、不審者対応訓練を行うなど実効性のある体制を整備します。 ・ 学校裏サイトの検索・監視を実施し、問題の未然防止を図るとともに、携帯電話やインターネット等の利用に関する情報モラル育成のための研修や講師派遣等を行います。

4 教育環境の充実・学校経営の改善 —少子化時代における魅力ある教育環境づくり—

【構想の概要】



(1) 教員の資質の向上

教員の資質の向上を図り、教員一人一人の教科指導力、即ち授業力を向上させるため、教育委員会主催による授業力向上に向けた研修会などに加え、日々の教材研究や各学校における校内研修を充実します。

また、社会や時代の変化に対応できるよう、教科外の各種研修等の充実も図ります。

項目	内容
①教職研修の充実 (教職員CUP事業・明日を担う産業人材養成教員派遣研修事業・生徒指導体制強化事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県教員研修マスタープランに基づき、多様化する学校教育課題に対応するための実践力と基盤となる意欲・人間力を育成するための教職研修を実施します。 ・ 初任者研修、5年・10年経験者研修等において、模擬授業等を取り入れた研修を導入します。 ・ 授業力向上に関する調査研究や県内外の指導資料を総合教育センターに収集・蓄積し、学校・教員がいつでも活用できる体制を整備し、教員の指導力の向上を図ります。 ・ 工業科等の教員を一定期間、民間企業に派遣し、専門的・実践的な技能の向上と指導力の強化に取り組みます。 ・ 防災教育の充実や防災等に係る対応能力を高めるため、防災教育等の推進的役割を担う人材を育成します。 ・ 深刻化するいじめの実態とその対応の在り方等について研修会を開催し、いじめ問題に関する教員の資質の向上を図ります。

<p>②学校における校内研修の充実 (高等学校学力向上推進事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての学校に研究・研修担当者を設置し、校内研究・研修体制を整備します。 ・ 校内研修の充実に向け、指導主事や大学教員等の外部機関による訪問支援の体制を充実します。 ・ 進路指導担当者等を対象とした系統的な校内の進路指導研修を実施します。 ・ 生徒指導や特別支援教育に関する研修を実施します。
--	--

(2) 学校改善の定着

校長のリーダーシップにより社会の変化等に連動した学校改善に速やかに着手できる仕組みを整備するため、学校関係者評価の定着など、学校内外の声を踏まえた学校経営における「改善の循環」を促進します。

項目	内容
<p>①学校評議員制度の効果的な運用 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校においては、特性・役割を踏まえて教育目標や成果指標等を定めるとともに、学校評議員制度を活用しながら、適切な進行管理を行います。
<p>②学校におけるPDCAサイクルの定着 (学校評価事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員による学校評価の結果を学校運営の改善に生かすための研修会を実施するなど、学校におけるPDCAサイクルを定着させることで、学校現場において課題等の速やかな認識と適切な改善措置を確実かつ安定的に講じる体制を確立します。

(3) 効率的・効果的な施設整備の推進

各学校における教育活動に支障が生じないように施設設備の計画的な整備を進めるとともに、生徒数減少による高校再編も視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進します。

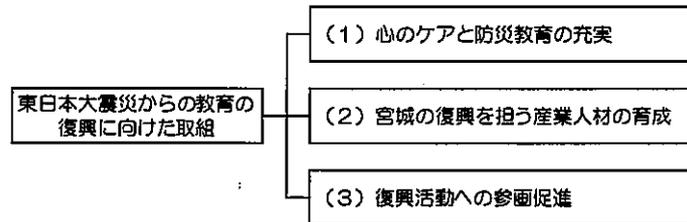
項目	内容
①計画的な施設・設備整備の推進 (校舎改築事業・校舎大規模改造事業・学科転換対応設備整備費・みやぎクラフトマン21事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の教育環境確保のための校舎等改築及び大規模改造を計画的に推進します。 ・技術の進歩に対応した職業系専門学科の実習施設・設備等を整備します。
②生徒数減少に伴う高校再編を踏まえた効率的な施設・設備整備の推進 (再編統合施設整備事業・新增改築等設備整備費・学科転換対応設備整備費)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校再編や学科改編等にあわせて、効率的に施設・設備等を整備します。

(4) 多様な生徒の受入れ態勢の整備

不登校傾向の生徒やコミュニケーション等に問題を抱える生徒あるいは発達障害のある生徒等に対応するため、研修会の実施など校内での受入れ態勢のより一層の整備・充実を図ります。

項目	内容
①教育相談事業の充実 (総合教育相談事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が抱えている不登校、非行等の諸問題の解消を図るため教育相談事業を展開します。
②スクールカウンセラーの配置 (高等学校スクールカウンセラー活用事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学、問題行動等に的確に対応するため、生徒・保護者・教員の相談に応じる専門のカウンセラーを配置します。
③特別支援教育コーディネーター研修・校内研修の充実 (特別支援教育地域支援推進事業・特別支援教育研修充実事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育ニーズを有する生徒やその保護者に対して適切な支援を行うため、各学校で指定されている特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた研修を実施します。 ・各学校において、発達障害など様々な課題を抱える生徒に的確に対応し得る校内受入れ態勢整備に向けた校内研修会を実施します。

5 東日本大震災からの教育の復興に向けた取組



(1) 心のケアと防災教育の充実

震災による様々な精神的変化等に的確に対応するため、生徒の心のケアに努めます。また、震災の教訓を踏まえ、自ら危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、他者の命や暮らしを守る防災教育の充実に努めます。

項目	内容
①心のケアの充実 (総合教育相談事業・高等学校スクールカウンセラー活用事業・みやぎ心の復興支援プログラム推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 震災による心の変化等の諸問題の解消を図るため教育相談事業を展開します。 震災後の生徒の心のケア等に的確に対応するため、生徒・保護者・教員の相談に応じる専門のカウンセラーを配置します。 震災によるストレスや困難を、絆を深めることによって共に乗り越え、復興に向けて心をひとつにして行動していこうという集団の意志へと高め、心の復興を図ることができるよう、MAP等の手法を取り入れた集団活動を実施します。
②防災教育の充実 (防災主任・防災担当主幹教諭配置事業)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての高校に防災主任を配置し、学校内では防災教育の年間計画の立案や校内研修等を行うほか、学校外では地域や防災部局等と連携し学校における地域防災推進の連絡調整の役割を担います。 どんな災害にも対応できる力と心を育成するため、「みやぎ学校安全基本指針」等で示した、生徒に「必ず身に付けさせたい事項」を、教育活動全体を通して、具体的・実践的に指導します。
③防災に関する専門教育の推進 (防災専門教育推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくための人づくりを進めるため、防災に関する専門教育を推進します。

(2) 宮城の復興を担う産業人材の育成

本県の今後の産業構造を見据えながら、復興に必要な地域産業の担い手の育成を強化します。

項目	内容
地域産業の担い手の育成 (産業人材育成重点化モデル事業・ものづくり人材育成確保対策事業)	・ 地域産業の復興に貢献し、将来の地域を担う人材を育成するため、地域産業界と連携した企業見学会やインターンシップの実施などの充実を図ります。

(3) 復興活動への参画促進

生徒が積極的に復興活動に参画するための施策を推進することにより、宮城のみならず我が国の未来を担う人材の育成を図ります。

項目	内容
地域の復興活動への参画 (「地域復興に係る学校協議会」事業・高等学校「志教育」推進事業)	・ 高校が地域との役割分担や連携を強化しながら復興の一翼を担っていくとともに、生徒たちに復興への自覚や希望を持たせるため、地域復興に係る学校協議会を設置し、地域の課題解決に向けた取組に参画します。 ・ 地域の復興をテーマにした行事・プロジェクトの企画運営や外部講師を活用した講習会や研修会の実施など、復興を支え、地域コミュニティの発展、地域の活性化に寄与する人材を育成します。 ・ 復興に向けたボランティア活動や環境保全活動等を通して、様々な立場の人と関わりを持つ中で、将来にわたって地域社会を支える自覚と態度を育成します。

第3章 社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置

1 水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建

東日本大震災により、校舎等が被災した水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の3校について、望ましい教育環境の速やかな確保を図る観点から、以下の考え方にに基づき再建を進め、防災機能の充実も含め、新しい学校づくりに取り組んでいきます。

(1) 水産高校

水産高校については、平成28年度末完成を目途に現在の校地内で新校舎の建設を進めることとしていますが、さらに魅力ある水産・海洋教育を実践するため、平成26年度から情報科学科を廃止して海洋総合科を4学級とし、これまでの生産・加工に関する学習に加え、生徒の希望に応じて、フードビジネスや調理など流通・販売・消費を含めた水産業の6次産業化に向けた取組について幅広く学習できる体制を整備することにより、魚食文化の復活や水産物の消費拡大に貢献できる人材の育成を目指します。

海洋総合科（水産系）3学級、情報科学科（工業系）1学級



海洋総合科（水産系）4学級（平成26年4月）
*従来からの「航海技術」などに加え、新たに「調理」などから選択履修

(2) 農業高校

農業高校については、名取市内西部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末完成を目途に新校舎の建設を進めます。

再建に当たっては、農業各分野の学科を有する県内農業系高校の中心校としての役割を継承しつつ、生産から加工・流通・消費にいたる6次産業化を意識した取組など、新たな視点に立って実践できる農業人を育成するための農業教育を目指します。

(3) 気仙沼向洋高校

気仙沼向洋高校については、気仙沼市内南部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末完成を目途に新校舎の建設を進めます。

再建に当たっては、新たな水産業の創造に向けて、地域の教育資源を活用した実践的な取組などを通し、地域のニーズに応じた魅力ある水産教育を目指します。

2 学科編成について

(1) 全日制課程

① 普通科

普通科は、募集定員の約3分の2を占め卒業後の進路は多様な状況にあり、大学等の高等教育機関に接続できる教育の一層の推進と、多様な生徒に対し目的意識を持たせるようなキャリア教育の充実とともに、教育課程の工夫を通して一層の特色化を図っていきます。

項目	具体的な取組
ア) 社会や職業に対する意識・態度の育成	・ 普通科におけるキャリア教育の充実を図るとともに、一部の学校においては、専門教科の導入を進めます。
イ) 生徒の多様な興味・関心等に応じた教育活動の展開	・ 地域の実情や生徒の学習ニーズを踏まえた上で教育課程を柔軟に編成するとともに、学び直し、学ぶことの楽しさや達成感を体得するため、体験的な学習に積極的に取り組みます。

② 専門学科

専門学科については、社会の変化に対応した学科への転換を進めていくとともに、震災復興計画や生徒・地域のニーズ等を踏まえながら、その配置の在り方の検討を進めます。

項目	具体的な取組
ア) 産業構造の変化に対応した魅力ある学科への改編	・ 今後ますます少子高齢化が進む中、地域を支える人材の育成・確保の観点から、新たに福祉・介護サービス分野を専門的に教育する福祉系学科を新設します。
イ) 複数の専門学科を持つ総合産業高校の設置	・ 産業の高度化・多様化に伴い、農業・工業・商業等の単一の専門分野の知識や技能だけでなく、学際的な知識や技能を併せ持ち、地域の産業振興に貢献できるスペシャリストを養成する複数の専門学科を持つ職業系専門高校を新設します。
ウ) 東日本大震災の教訓を生かした防災専門教育の推進	・ 東日本大震災の教訓を生かし、防災に関する専門教育を推進するため、交通の利便性等を考慮した上で被災の大きかった地域の高校に防災系学科を新設します。
エ) 地域資源を活用した特色ある学科の設置	・ 「観光王国みやぎ」の実現を目指し、ふるさと宮城の再生と更なる発展を担える人材を育成するため、観光系学科を新設します。

③ 総合学科

総合学科については、系列の選択や進路選択に対する指導体制の在り方などの改善に取り組みます。今後、学科の統合化等の検討に当たっては、総合産業高校の設置等の検討と併せ、それぞれの特性を踏まえて検討していきます。

項目	具体的な取組
教育環境の維持・充実に向けた体制整備	・ 一定以上の学級規模・教員数を確保して普通教育及び専門教育に関して多様な教科・科目を開設するとともに、1年次における進路指導及び履修指導を十分に行って進路希望の達成につながる学習を促します。

(2) 定時制課程

定時制課程は、不登校経験者や全日制課程からの転入学者や中途退学者など、様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えており、こうした生徒の学習ニーズに的確に対応するとともに、2部・多部制の定時制高校の未設置地区への設置についても検討していきます。また、全日制高校における生徒数減少に対応した学校再編や学級減の状況を踏まえ、夜間定時制課程の定員や配置の在り方について検討していきます。

項目	具体的な取組
定時制課程における昼間部・夜間部の配置や学級数の検討	・ 定時制課程の昼間部及び夜間部について、定員の充足状況や生徒の通学圏の状況などを考慮しながら、適正な配置の検討や学級数の見直しを行います。

(3) 通信制課程

通信制課程については、「自学自習」の学習の基本スタイルを生かし、多様化する高校教育のニーズに対応した学習指導や生活指導を実施します。

項目	具体的な取組
ア) 多様な生徒に対応した入学者選抜	・ 県内の公立高校では初めて、従来の3月に行う入学者選抜に加えて、9月に入学者選抜を行います。
イ) 個に応じた学習指導の実践	・ 生徒の学習環境の改善を図るため、地域スクーリング（面接指導）等を実施します。 ・ 個々の学習到達度に応じた学習指導を実践します。

(4) 総合産業高校の新たな設置について

産業の高度化・多様化に伴い、農業・工業・商業等の単一の専門分野の知識や技能だけでなく、学際的な知識や技能を併せ持った人材が求められており、こうしたニーズに対応し、地域の産業振興に貢献できるスペシャリストを養成する新しいコンセプトの職業系専門高校を新たに設置します。

項目	具体的な取組
総合産業高校の新設	・ 登米地区の高校再編において、複数の職業系専門学科を有する、総合産業高校を新設します。

3 学校配置について

(1) 再編の基本的考え方

地区の中学校卒業生数の減少の見通しに基づき学級減を行うとともに、地域との関わり、機会均等への配慮や学校活力を維持し得る規模、市立・私立高校との協調した取組などの視点に配慮しながら、地域の教育的ニーズを十分踏まえ、計画的に学校再編を進めていきます。また、生徒数が一定の基準に満たない学校については、原則的に統廃合などの対応を進めます。

○各地区の中学校等卒業生数の見通し(中等教育学校を含む。社会増減を考慮したもの。)

卒業年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	H25~35 減少数
地区	高校1年	中学3年	中学2年	中学1年	小学6年	小学5年	小学4年	小学3年	小学2年	小学1年	5歳児	4歳児	
南部地区	1,640	1,612	1,657	1,598	1,590	1,606	1,552	1,464	1,418	1,330	1,337	1,456	△ 184
中部地区	14,037	14,007	14,310	14,200	14,254	14,079	13,912	14,028	13,313	13,237	13,663	13,658	△ 379
大崎地区	1,970	1,939	1,979	1,887	1,989	1,947	1,901	1,832	1,828	1,734	1,757	1,749	△ 221
栗原地区	646	645	598	612	567	597	556	531	502	463	472	492	△ 154
登米地区	834	774	770	760	778	746	740	718	712	622	649	637	△ 197
石巻地区	2,008	1,922	1,853	1,920	1,780	1,839	1,748	1,640	1,563	1,413	1,449	1,474	△ 534
本吉地区	884	884	821	752	721	720	693	622	607	538	516	518	△ 366
全県	22,019	21,783	21,988	21,729	21,679	21,534	21,102	20,835	19,943	19,337	19,843	19,984	△ 2,035
単年度増減		△ 236	205	△ 259	△ 50	△ 145	△ 432	△ 267	△ 892	△ 606	506	141	

※学校基本調査における小中学校在籍者数及び0～5歳児の住民基本台帳人口をもとに、過去6年のうち震災のあった平成23年を除く5年間の社会増減を考慮し算定

○各地区の必要学級数の見通し(公立高校全日制課程)

(注意)地区ごとの学校配置等の検討の参考とするため、試算したものであり、確定したものではない。

卒業年	H22年	H25年	H30年	H25~30 減少数	H32年	H30~32 減少数
地区						
南部地区	42	41	37	△ 4	35	△ 2
中部地区	205	200	200	0	197	△ 3
大崎地区	43	43	39	△ 4	38	△ 1
栗原地区	17	16	13	△ 3	12	△ 1
登米地区	18	17	14	△ 3	14	0
石巻地区	48	42	38	△ 4	34	△ 4
本吉地区	20	20	14	△ 6	13	△ 1
全県	393	379	355	△ 24	343	△ 12

※H22年及びH25年は、実績値及び既定の計画値である。

※H22年は、中等教育学校後期課程(4学級)を含む。

(2) 小規模校の対応

1 学年2学級規模(80人)を維持できない学校については、活力ある高校教育の展開や社会資本整備の効率性等の観点から、各地区の実情を踏まえながら、原則的に統廃合などによる再編整備を進めます。

具体的には、次に掲げる基準の要件のいずれかに該当する全日制課程の本校及び分校については、再編整備又は該当することとなる年度の翌年度から新たな生徒の募集を停止します。

①本校の再編基準

平成22年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の3分の2未満であり、かつ160人に満たない場合

②分校の再編基準

- a 平成22年度以降において、2年間連続して、全学年の在籍生徒数※が、収容定員の3分の2未満であり、かつ80人に満たない場合
- b 平成22年度以降において、過去2年間連続して、分校所在市町村※の中学校からの入学者数が、当該中学校卒業生数※のうち、4分の1未満である場合

※ 在籍生徒数は、学校基本調査における各年5月1日現在の数とする。

※ 分校所在市町村とは、平成21年4月時点の市町村の区域とする。

※ 当該中学校卒業生数とは、当該中学校の卒業生数のうち、高等学校へ進学した生徒数とする。

施設整備概要

1 建築概要

施設名称 (改築前)	現況面積	改築後	内訳	
敷地	63,030㎡	63,030㎡	現敷地内に建て替え	
校舎	6,339㎡	6,339㎡	16学級	
機械室	192㎡	192㎡		
倉庫、書庫等	121㎡	121㎡		
その他	357㎡	357㎡		

2 施設整備費

校舎等整備費	2,835,843千円
解体費	145,260千円
設計・監理・その他	175,336千円
仮設校舎工事費	636,034千円
仮設設計等	18,319千円
合 計	3,810,792千円

※ 施設整備費は、施設整備に係る基本設計を実施していないため、平成27年度営繕工事予算単価を基に算出している。

3 維持管理費積算内容

	40年間	単年度	内訳					
人的経費	472,520千円	11,813千円	庁務員 2名 369,149円×16.00ヶ月(期末勤勉手当含む)×2名 ※人事課「職員給与のあらまし」(平成27年4月20日現在)より					
修繕・補修関係経費	1,226,390千円		建築後20年に実施する大規模改造					
			学校名	校舎面積	改造費	単価(千円/㎡)	備考	
			名取北高校	8,111㎡	1,079,540千円	133千円/㎡	仮設校舎分を除く	
			仙台南高校	7,791㎡	1,277,012千円	164千円/㎡		
			貞山高校	3,738㎡	571,326千円	153千円/㎡		
			平均			150千円/㎡		
			既設校舎等環境整備事業(高等学校)					
			年度	予算額	学校数	単価(千円/校)	備考	
			平成25年度	303,535千円	72校	4,216千円/校		
			平成26年度	278,277千円	71校	3,919千円/校		
平成27年度	344,585千円	69校	4,994千円/校					
平均			4,376千円/校					
大規模修繕積算額								
校舎等大規模改造 150千円×7,009㎡ = 1,051,350千円								
既設校舎等環境整備 4,376千円×40年 = 175,040千円								
合計 1,226,390千円								
運営・管理経費	1,056,000千円	26,400千円	警備、清掃、光熱水費、その他の管理経費					
			学校名	学級数	生徒数	施設面積	管理費総額	千円/人
			石巻高校	18	673	107,670㎡	27,671千円	41千円/人
			石巻西高校	15	587	10,011㎡	25,665千円	44千円/人
			石巻商業高校	15	551	8,788㎡	26,552千円	48千円/人
			平均					44千円/人
管理経費積算額								
44千円/人×600人=26,400千円								
合 計	2,754,910千円							

※ 修繕・補修関係経費は、近年に実施された校舎等大規模改造事業実績額の㎡当たり平均単価及び既設校舎等環境整備事業の1校当たりの平均額から算出している。また、運営・管理経費は、学校規模の類似した石巻地区3校の平成27年度実績より生徒1人当たりの単価を算出し、石巻好文館高校の生徒定員数を乗じ積算している。

県立高等学校改築事業 相対比較表

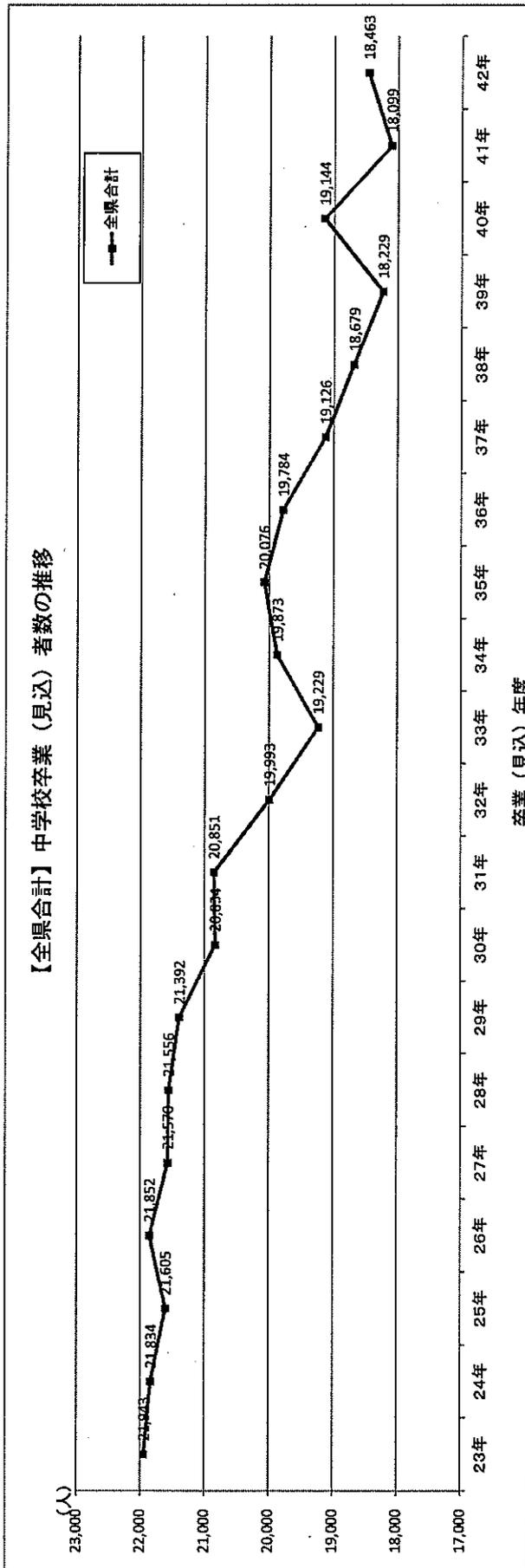
学校名	石巻好文館高校	登米総合産業高校	古川黎明中・高校	白石高校	仙台二華中・高校	仙台第三高校	仙台三桜高校
校舎供用開始年度	平成32年度	平成27年度	平成25年度	平成22年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
生徒数 (定員数×3学年)	600人	720人	960人 (中240人・高720人)	920人	960人 (中240人・高720人)	960人	960人
A 建設費(設計額・税抜)※	2,626百万円 (概算設計)	2,026百万円 (平成25年度設計)	3,121百万円 (平成23年度設計)	2,585百万円 (平成20年度設計)	2,485百万円 (平成20年度設計)	2,210百万円 (平成19年度設計)	1,842百万円 (平成18年度設計)
B 校舎改築面積※	7,009㎡ (現有面積)	7,700㎡	15,072㎡	12,977㎡	11,492㎡	11,999㎡	10,534㎡
1㎡当たり建設費 [A/B]	375千円/㎡	263千円/㎡	207千円/㎡	199千円/㎡	216千円/㎡	184千円/㎡	175千円/㎡
物価上昇率を加味した単価	375千円/㎡	368千円/㎡	312千円/㎡	316千円/㎡	347千円/㎡	—	—

※ 今回の石巻好文館高等学校については、屋内運動場等は改築対象に含まないことから、過去の事業については、校舎棟及びその付属棟に関する金額及び面積のみを記載し、屋内運動場、農業実習棟等に係る金額及び面積は除外している。

地区別中学校卒業（見込）者数の推移（平成23～42年度）

卒業年 地区	(単位：人)																			
	23年 3月卒	24年 3月卒	25年 3月卒	26年 3月卒	27年 3月卒	28年 中3	29年 中2	30年 中1	31年 小6	32年 小5	33年 小4	34年 小3	35年 小2	36年 小1	37年 5歳	38年 4歳	39年 3歳	40年 2歳	41年 1歳	42年 0歳
仙南圏	1,649	1,640	1,616	1,662	1,593	1,589	1,607	1,555	1,510	1,450	1,368	1,402	1,531	1,417	1,293	1,242	1,209	1,270	1,131	1,166
仙台圏市圏	13,829	13,852	13,831	14,153	14,043	14,114	13,906	13,586	13,860	13,180	12,934	13,460	13,475	13,578	13,101	12,880	12,607	13,442	12,850	12,975
大崎圏	2,019	1,970	1,936	1,976	1,876	1,987	1,962	1,914	1,852	1,825	1,735	1,761	1,753	1,653	1,611	1,558	1,562	1,544	1,443	1,508
登米圏	783	834	772	768	754	773	757	745	729	726	644	670	666	645	623	612	602	578	562	530
栗原圏	615	646	647	599	614	568	596	563	557	533	504	520	526	491	452	438	460	453	353	411
石巻圏	2,090	2,008	1,925	1,871	1,932	1,801	1,848	1,777	1,700	1,654	1,491	1,519	1,590	1,430	1,514	1,428	1,377	1,391	1,360	1,416
気仙沼・本吉圏	958	884	878	823	758	724	716	694	643	625	553	541	535	510	532	521	412	466	400	457
全県合計	21,943	21,834	21,605	21,852	21,570	21,556	21,392	20,834	20,851	19,993	19,229	19,873	20,076	19,784	19,126	18,679	18,229	19,144	18,099	18,463

※ 平成23年～27年は実績、平成28年～36年は学校基本調査（平成27年）の各学年の任籍者数、37年以降は宮城県推計人口（年報）の各年毎の出生者数である。（社会的増減を考慮しない）

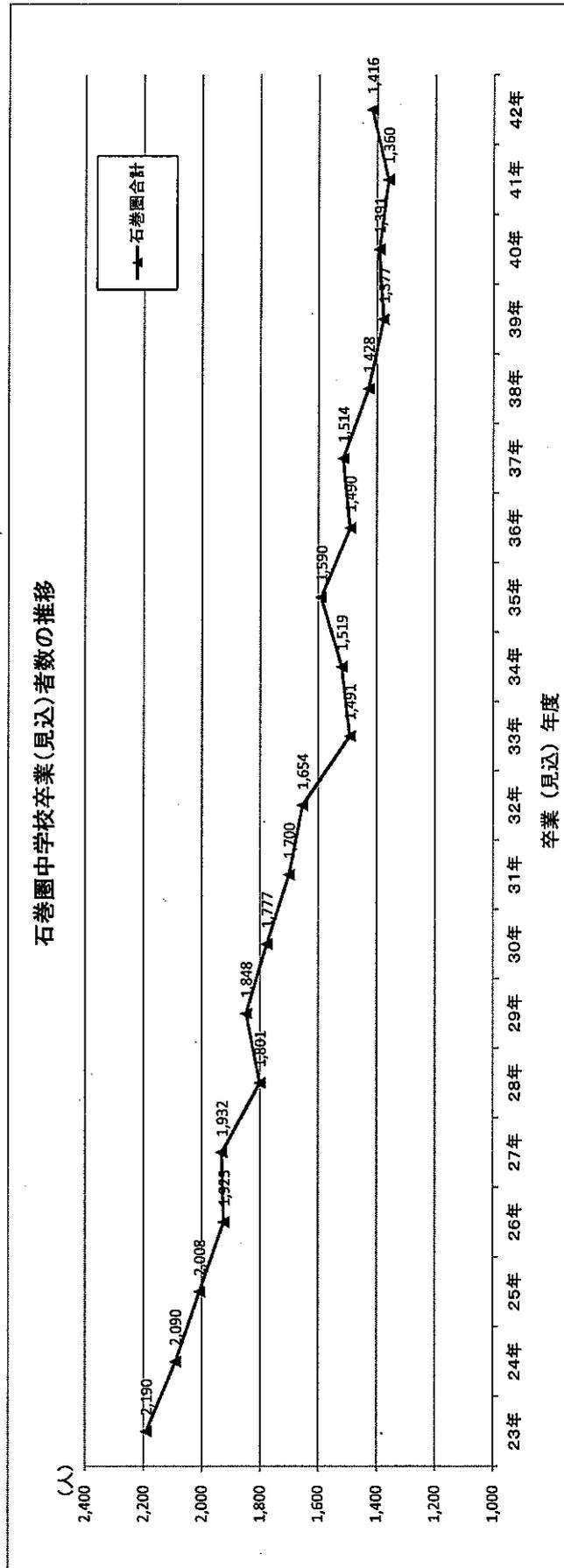


石巻圏中学校卒業（見込）者数の推移〔平成23～42年度〕

(単位：人)

卒業年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年	41年	42年
地区	3月卒	3月卒	3月卒	3月卒	3月卒	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
石巻市	1,553	1,570	1,489	1,451	1,425	1,384	1,367	1,330	1,248	1,236	1,105	1,130	1,174	1,132	1,104	1,039	1,013	1,016	1,024	1,033
東松島市	455	426	450	395	435	404	419	401	401	372	355	356	380	323	363	337	327	337	296	342
女川町	82	94	69	79	72	63	62	46	51	46	31	33	36	35	47	52	37	38	40	41
石巻圏合計	2,190	2,090	2,008	1,925	1,932	1,801	1,848	1,777	1,700	1,654	1,491	1,519	1,590	1,490	1,514	1,428	1,377	1,391	1,360	1,416

※ 平成23年～27年は実績、平成28年～36年は学校基本調査（平成27年）の各学年の在籍者数、37年以降は宮城県推計人口（年報）の各年度の出生者数である。（社会的増減を考慮しない）



附属資料13

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)

最終改正:平成二四年一月二五日財務省令第一〇号

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

抜粋

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)		
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇		
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七		
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの			
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四		
		その他のもの	四一		
		旅館用又はホテル用のもの			
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一		
		その他のもの	三九		
		店舗用のもの	三九		
		病院用のもの	三九		
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八		
		公衆浴場用のもの	三一		
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの			
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四		
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一		
		その他のもの			
		倉庫事業の倉庫用のもの			
		冷蔵倉庫用のもの	二一		
		その他のもの	三一		
		その他のもの	三八		
		れんが造、石造又はブロック造のもの		事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
				店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
				飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
				旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三六
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四				
公衆浴場用のもの	三〇				
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気	二二				

	体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)	
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	二〇
	その他のもの	三〇
	その他のもの	三四
金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
	公衆浴場用のもの	二七
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	二〇
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
	その他のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	
	冷蔵倉庫用のもの	一九
	その他のもの	二六
	その他のもの	三一
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
	公衆浴場用のもの	一九
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
	その他のもの	二四
金属造のもの(骨格材の肉	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二

厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
	公衆浴場用のもの	一五
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
	その他のもの	一七
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		二二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの		一七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		一七
公衆浴場用のもの		一二
工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの		九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの		一一
その他のもの		一五
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五
	公衆浴場用のもの	一一
	工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
	その他のもの	一四
簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
	掘立造のもの及び仮設のもの	七

宮城県 環境基本計画【概要版】

復興を契機とした
新しいみやぎの環境の創造を目指して

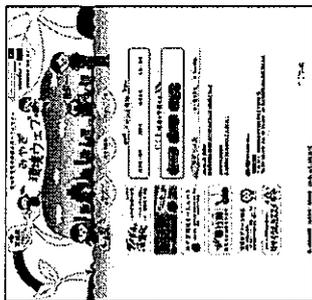
宮城県の環境ポータルサイト「みやぎ環境ウェブ」

県では、みやぎの環境情報を発信するためのホームページとして、「みやぎ環境ウェブ」を公開しています。

このサイトでは、環境に関する県のことのほか、環境に関するイベント情報、ニュースなどを掲載しています。

また、環境について勉強できる用語集やクイズ、自然体験施設の紹介もしています。

アドレス <http://www.pref.miyagi.jp/site/kankyo-web/>



宮城県環境生活部 環境政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1

TEL 022-211-2663 FAX 022-211-2669

E-mail Address kankyo@pref.miyagi.jp



宮城県環境基本計画（概要版）の
発行（発行の趣旨）における一
部は、2010年度のCO₂排出量は46万tです。

022-211-2777



復興を契機とした

新しいみやぎの環境の創造を目指して

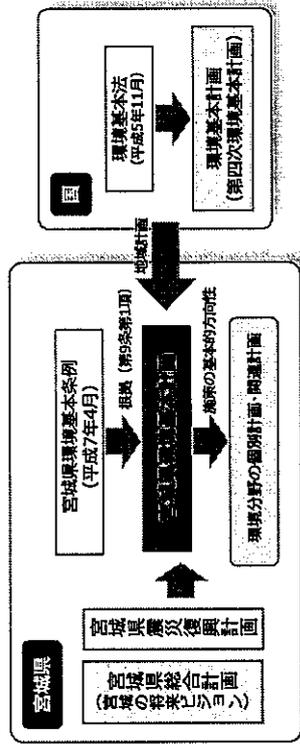
私たちは海、山川、平野が環抱した美しい宮城県自然環境から、多くの恵みを受けながら暮らしています。しかし、近年の社会経済活動の激化的な発展、資源・エネルギーを大量に消費する生活スタイルへの変化により、生活は便利で豊かになったものの、地球温暖化や廃棄物の増大、大気環境の汚染など、私たちの生活が自然環境に与える影響は大きく、環境を損なうものとなっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の揺れによる被害だけでなく、広範囲にわたる津波の襲来により、県沿岸部を中心に本県の環境は大きな影響を受けました。現在も、東京電力福島第一原子力発電所事故にともない環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物や、除染にともない発生した土壌の処理が緊急に対処すべき大きな課題となっています。

宮城県環境基本計画は、県の環境における課題の解決と、良好な環境の保全及び創造に関し、平成32年度までの5年間に県が実施する施策の方向性を定める計画です。また、県民・事業者・民間団体及び各市町村など県の環境にかかわるすべての人が、環境について考え、行動する際の指針でもあります。

計画の位置づけ

環境基本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の未来ビジョン（平成19年3月）」の個別計画であり、国の環境政策上の地球計画であるほか、県民・事業者・民間団体及び各市町村などが、環境に関し考え、行動する際の指針となる計画です。



計画の期間

県では、東日本大震災からの復興のため「宮城県震災復興計画」を策定し、平成22年度を目標として、集中的に復興・復興事業や県の発展のための新しい取組を進めています。これらにより、一時的に環境への負荷は増え、環境や社会状況も大きく変化すると考えられます。

復興事業による環境への影響について配慮し、環境への影響の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の総綱と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間としました。

計画が目指す環境の将来像

環境基本計画を進めることにより、以下のような将来像を目指します。

豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

県の環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できる。将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

県民・事業者・民間団体及び行政などが、日常生活や事業活動による環境への影響を少なくすることは、持続可能な社会の実現のために絶対に必要であることを理解し、省エネルギー・省資源・自然環境を守ることに進んで取り組み、行動する地域社会になることを目指します。（※事業者とは利益を得るための事業（仕事）を行う人、会社のことです。）

環境基本計画の体系

東日本大震災からの復興における課題は早急に対処しなくてはなりません。このため、平成32年度までに「復興のための重点的な取組」を進めます。また、環境の将来像を実現するためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」が実現し、その基盤となる「安全で良好な生活環境」が確保されることが必要です。この4つを「将来像実現のための政策」の柱として掲げ、体系的に施策を進めます。

復興のための重点的な取組

- 復興を契機とした先進的な地域づくり
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

低炭素社会の形成

「低炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を低く抑えた社会のことです。

自然共生社会の形成

「自然共生社会」とは、生物多様性が適切に保たれ、自然と調和した生活や農林水産業を含む社会経済活動が行われる社会のことです。

循環型社会の形成

「循環型社会」とは、廃棄物の排出を抑えることと、廃棄物をできるだけ再利用することで、資源などの天然資源の消費を減らし、環境への負荷を少なくした社会のことです。

安全で良好な生活環境の確保

「安全で良好な生活環境の確保」とは、私たちの健康への影響がない良好な大気・水環境などの生活環境が守られていること、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を形成するための基盤となることです。

すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための政策に共通する基盤的な施策です。



復興のための重点的な取組

東日本大震災では、地震、津波による動植物への直接的な影響、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、県の規模には大きな影響を受けました。また、復興事業による沿岸型生態系への影響や、土砂採取のための森林の開墾、工事に伴う騒音、振動などの生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。これらは復興のための課題として、特に重点的に取組を進めます。

1 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

東日本大震災の教訓が大きかった沿岸地域を中心に、復興事業で新しいまちが整備されます。

県では、震災からの復興をきっかけとして、再生可能エネルギー等の利用や災害時の活用、地域の産業振興につながる自立分散型の地域地産エネルギーを導入した、より先進的なエコタウンの形成など、地域の経済、社会の活性化による先進的な地域づくりを進めます。

具体的な施策

■ **再生可能エネルギー等の活用とエネルギー利用の最適化**
住宅への高性能な省エネルギー設備、太陽光発電システムや蓄電池等の創・蓄エネルギー設備の設置や、住宅の断熱改修を支援し、エネルギーの自家消費と利用の効率化を図ります。また、市町村が行う公共施設や道路照明などの省エネルギー化を支援します。

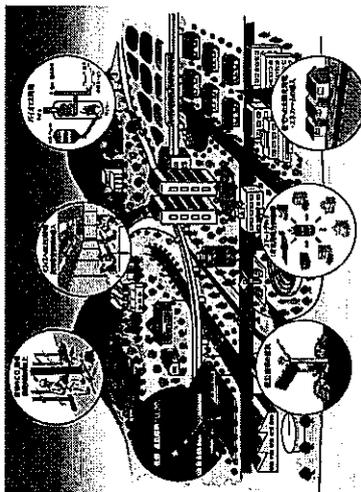
さらに、地域特性に応じたエコタウン形成の実現可能性調査や、エコタウン形成事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる、エネルギーの地産地消システムの形成を目指します。

■ **防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入**
防災拠点・病院等への再生可能エネルギー設備等の導入や、市町村が整備する災害公営住宅への太陽光発電の導入など、分散型エネルギーシステムの整備を推進します。

また、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。

■ **地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入、活用の推進**
県内の事業者の実施する、再生可能エネルギー等を利用した環境負荷低減の取組や新製品の開発のほか、省エネ・再エネ設備の導入を支援します。水質バイオマスについては、未利用間伐材の搬出経費や木質燃料を利用するボイラーの導入の支援を行うほか、バイオディーゼルの製造や導入についても支援します。

さらに、創造的な復興に向けた取組として、水素エネルギーの利用拡大に向けた取組を進め、「東北における水素社会完備の地」を目指します。



2 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

平成27年現在、沿岸部では津波、高潮対策のため、海岸堤防の整備等の復旧・復興事業が行われています。必要不可欠な事業ですが、地形を大きく変えるため、沿岸から内陸にかけての自然のつながりが分断されることなどが心配されています。県の内陸部でも、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化した場所があります。

また、復旧・復興事業が集中して行われるため、資材などを運搬する車両の通行が増え、建設機械（重機）などの稼働も増加しています。大気汚染や騒音、振動といった生活環境への影響が心配されています。

県が進める施策

■ 防災・復興事業における自然環境への配慮

防災や復旧・復興事業において、各分野の専門家・学識者から助言・指導を受け、地域の生態系、自然環境への影響を予測し、可能な限り環境への影響を低減した工事を行います。また、沿岸部の復旧工事においては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境への影響に注視した工事を行っています。

内陸部の森林では、林地開発許可制度（1haを超えれば知事の許可が必要な制度）により、無秩序な開発を抑制します。また、違法な土砂の採取等の未然防止と早期発見のため、市町村と連携したパトロールを強化します。

■ 防災・復興事業における生活環境への配慮

大気汚染や騒音を監視するモニタリング調査を行い、工事時期の増加などによる生活環境への影響を把握します。また、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく騒音・振動の規制値を守るよう指導します。県の事業では、周辺環境に配慮した工事を行うよう、事業者を指導します。

3 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

東京電力福島第一原子力発電所事故以外にもない、環境中に多量の放射性物質が放出されました。平成27年度現在、事故直後と比較して環境中の放射性物質は減っていますが、放射性物質はまた蓄積していることが確認されています。

除染作業によって発生した除染廃棄物と除去土壌は、発生した市町村の責任で処理されることがありますが、除去土壌については処理の基準がまだ定められていないため、各市町村により設置場などで保管されています。また、8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物については、通常の一般ごみと同様に発生した市町村等が処理することになっていますが、処理はあまり進んでおらず、早期に完了することが求められています。

県が進める施策

■ 除染対策の支援

除去土壌の処分については、早期の処分基準制定を国に要望します。また、市町村の除染を進めるため、除染支援チームを派遣し、除染技術に関する指導や助言を行う除染アドバイザーを派遣します。

■ 放射性物質の付着した8,000Bq/kg以下の廃棄物の適正処理の促進

8,000Bq/kg以下の放射性物質が付着した廃棄物は、国の実証実験や他県の事例により、通常の一般ごみと混合して焼却することで、安全な処理ができることが分かっています。このことを踏まえ、早期に処理が完了するよう、市町村等への支援や、安全性に関する県民への情報提供を行います。



2 循環型社会の形成

循環型社会の形成

県は、県民・事業者への3Rの推進をはじめ、循環型社会の形成に向け、市町村の支援や啓発、環境教育などに取り組んでおり、県全体のこの排出量は減少傾向にあります。

しかし、東日本大震災以降、ごみの排出量は増大し、家庭ごみなどの一般廃棄物リサイクル率は低下しています。特に、紙やプラスチックなどのリサイクルできる資源が、燃えるごみの中に混入していることが増えています。また、震災復興事業にともない、産業廃棄物も増加しています。

ごみ排出量を削減し、リサイクル率を増加させるため、県全体で3Rの取組を進めて行く必要があります。

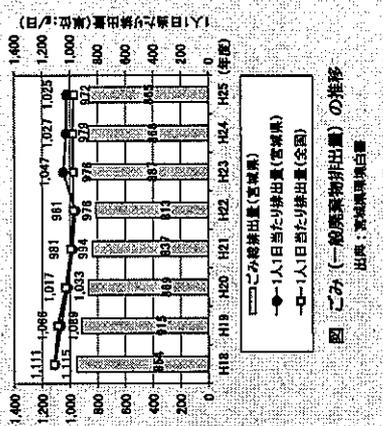


図 1 1981年比排出量(宮城県)の推移
 出典：宮城県環境白書

県が進める施策

県民・事業者・民間団体及び行政など、すべての主体の行動の促進

県民・事業者・民間団体及び行政などが、改めて3Rを認識した行動を実践するための施策を進めます。

県民が日々の生活の中で、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組を奨励し、ライフスタイルとして定着できるように、環境教育や普及啓発を進めます。

循環型社会を支える基盤の充実

生産・流通・消費・廃棄などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進します。広報紙やホームページなどを活用した情報発信、3Rに関する施設整備の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への指導など、県民や事業者、自治体等へ情報の提供や新技術開発への支援を進めます。

循環資源の3R推進

ごみとして排出されるものの中には、リユースやリサイクルにより有用な資源となるもの(循環資源)が含まれています。循環資源を適正に利用するため、資源の種類ごとに対策を進めます。

廃棄物の適正処理の推進

事業者や産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為に対する迅速・厳格な対応を進めます。また、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

低炭素社会の形成

低炭素社会の形成

県は、平成16年度より再生可能エネルギーの導入や省エネルギーを促進するなどの排出削減対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量は平成17年度以降減少していました。

しかし、東日本大震災の影響を受け、県を取り巻く社会的・経済的情勢は大きく変化しており、平成24年度の排出量は増加に転じており、今後も、火力発電所の稼働率の上昇や、震災復興事業の影響から、温室効果ガス排出量は増加すると予想されています。

なお、部門別の排出量をみると家庭からの温室効果ガス排出量は平成2年から増加傾向にあります。県内の温室効果ガス排出量を削減するためには、県民・事業者・民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化のための取組を進める必要があります。

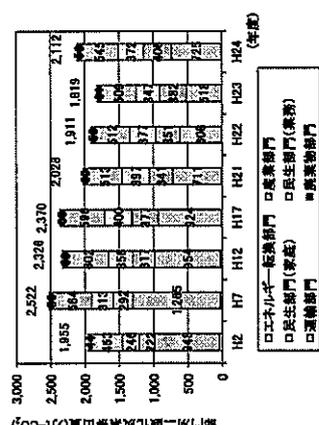


図 部門別二酸化炭素排出量の推移
 出典：宮城県ホームページ(温室効果ガス排出状況)

県が進める施策

暮らしや事業活動における低炭素化の推進

「タメだっちゃん温暖化」区域県民会議など、地球温暖化防止に関する県民運動を広げるほか、住宅や事業所、工場への再生可能エネルギー等の導入、省エネルギー設備の導入、省エネルギー効果のあるリフォームなどの対策を支援します。

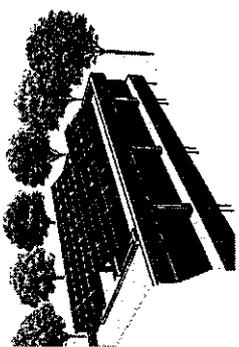
地域づくりと運動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進

太陽光発電や小水力発電など、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、公共施設等インフラの省エネルギー化により、環境負荷の少ないエコタウンづくりを進めます。また、先進的なエネルギー源である水素エネルギーの普及を進めます。

地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等関連産業の創出・育成により、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。地産地消エネルギーとして、バイオマス等を活用した先進的な事業や地域づくりを支援します。

間伐や森林整備等による、森林による二酸化炭素の吸収・固定能力の維持向上を目指します。



すべての基盤となる施策

4つの将来像を実現するための取組に共通する、基盤的な施策を推進します。

グリーン行動の促進

- 宮城県環境教育基本方針にESD(持続可能な開発のための教育)の視点を導入し、学校や社会における環境教育を進めます。さらに、学校、事業者、民間団体等が行う環境学習・環境保全活動を支援します。
- 県民、事業者が環境配慮行動を実践・継続できるような方策を検討します
- 環境に配慮された製品やサービスを選択する「グリーン購入」の普及を進めます。
- 県の事業についても、公共事業等における環境配慮を推進し、オフピーク活動では環境負荷の低減を進めます。

環境の保全に関する協定の締結

開発行為や、大規模な工場などを立地(計画)する事業者に対し、県・市町村との間で、環境の保全・公害発生防止等を目的とする協定を締結します。また、事業者が環境影響のモニタリングや環境配慮事項の進捗委員会などの報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

開発行為における環境配慮

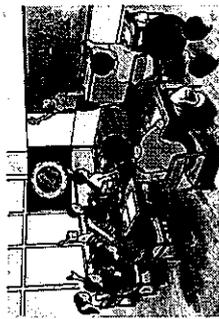
開発行為を進めるためには、土地の利用方法の影響を最小限にするなどの配慮が必要とです。開発を行うおとす土地の生態系への影響や、事業を実施するに当たり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を減らすため、事業者に対し、環境配慮を実施するよう指導を行います。

規制措置

各種規制制度や公害防止条例の的確な運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認します。その上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や汚染源への指導を行います。また、不法投棄などの環境犯罪には厳格に対応します。



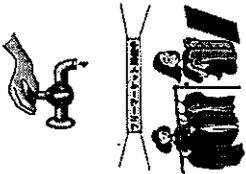
持続可能な社会をつくるため、わたしたち一人一人ができること

現在の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。宮城県環境基本計画が目指す将来像を実現するためには、県民、事業者、民間団体など宮城県に関わるすべての人が、持続可能な社会の実現に向けて、こみやエネルギー消費量を減らした環境負荷の少ない生活や事業活動に切り替え、積極的に環境を守るための取組を進める必要があります。

一人一人が普段の生活の中からできることをいくつか紹介します。

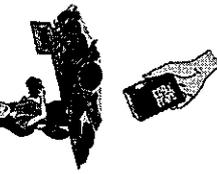
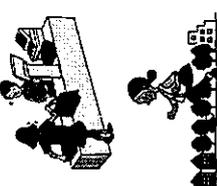
家にいるとき

- 電気はこまめに消し、人のいない場所など不要な照明は消しましょう。
- 冷蔵庫の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度としましょう。
- 水道やシャワーはこまめに節めましょう。
- 使わない服や家具で、おだせるものはおリサイクルショップなどを利用・処分でリユースしましょう。



外出・買い物するとき

- マイバッグを持参していらないレジ袋は受け取らないようにしましょう。
- なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を使うようにしましょう。
- 野菜は旬なものや県内産のものを選びましょう。また、必要な分だけ購入し、捨てる食品を減らしましょう。
- 形やデザインでなく、消費電力、燃費など、ラベルの記載に注意して車庫への負荷が少ない商品を選びましょう。



地域での活動で

- 地域の清掃活動や植林、里地里山の保麗などの環境活動に参加しましょう。



住宅を新築・リフォームするとき

- 高断熱化や設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境負荷の削減を目指しましょう。
- 「夏涼みや冬暖かい」などの断熱材を利用しましょう。

